

令和 7 年度

保健医療行政の概要

岡山県保健医療部

保健医療行政の概要 目次

第1 保健医療部の行政機構

- 1 保健医療部行政機構図…………… 3
- 2 県民局・保健所の行政機構図…………… 4

第2 保健医療部機構系統別分掌事務

- 1 保健医療部分掌事務…………… 5
- 2 本庁各課及び出先機関等分掌事務…………… 5
- 3 条例等に基づく委員会、審議会、協議会等…………… 14

第3 令和7年度保健医療行政の重点施策

- 1 施策推進の基本的な考え方…………… 16
- 2 妊娠・出産・子育て支援プログラム…………… 16
- 3 保健医療充実プログラム…………… 16
- 4 防災対策強化プログラム…………… 17

第4 主要事業の概要

＝保健医療課＝

- 1 地域保健の推進…………… 18

＝医療推進課＝

- 1 岡山県保健医療計画の推進…………… 19
- 2 医療介護総合確保促進法に基づく県計画…………… 22
- 3 医療提供体制の整備充実…………… 22
- 4 医師及び看護職員の確保…………… 28
- 5 安全・安心な医療の提供…………… 31
- 6 医療費適正化の推進…………… 31
- 7 保健統計…………… 31

＝健康推進課＝

- 1 健康づくりの推進…………… 32
- 2 母子保健の推進…………… 33
- 3 生涯を通じた歯の健康づくりの推進…………… 35
- 4 精神保健福祉施策の推進…………… 35
- 5 地域における健康づくりの推進…………… 38

＝疾病感染症対策課＝

- 1 感染症対策の推進…………… 39
- 2 がん対策の推進…………… 41
- 3 循環器病対策の推進…………… 42

＝生活衛生課＝

- 1 生活衛生営業等の衛生確保…………… 44
- 2 宿泊施設の適正な運営確保…………… 46
- 3 食の安全・安心の確保…………… 46
- 4 動物の愛護と管理…………… 48
- 5 化製場等の衛生対策…………… 49
- 6 水道の整備…………… 50

＝医薬安全課＝

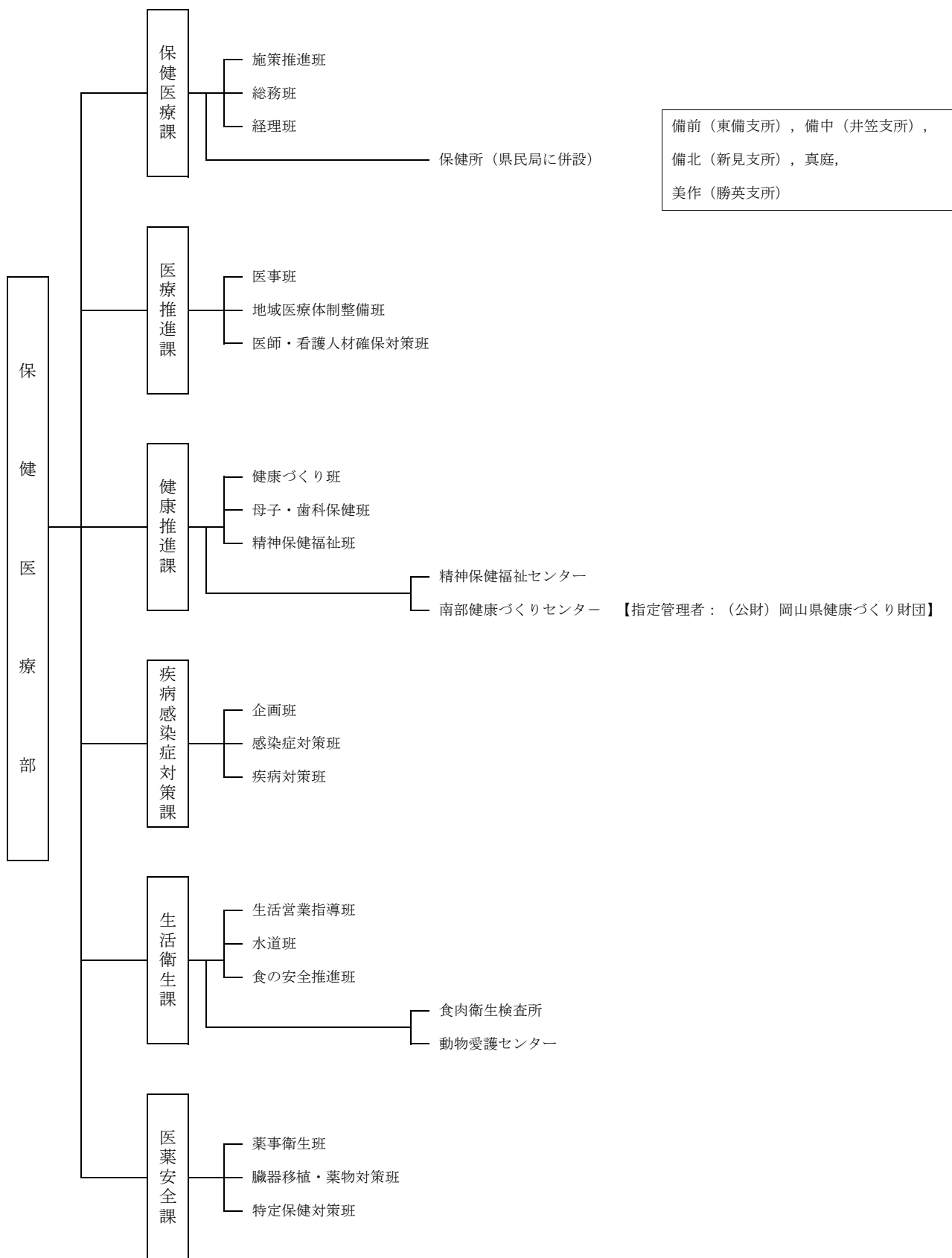
- 1 臓器移植等の推進…………… 52
- 2 難病対策及び小児慢性特定疾病対策…………… 53
- 3 公害健康被害者救済対策…………… 54
- 4 石綿による健康被害の救済対策…………… 54
- 5 血液事業の展開…………… 54
- 6 医薬品等の安全確保…………… 55
- 7 毒物劇物危害防止対策…………… 56
- 8 麻薬・向精神薬・覚醒剤対策…………… 58

第5 令和7年度保健医療部当初

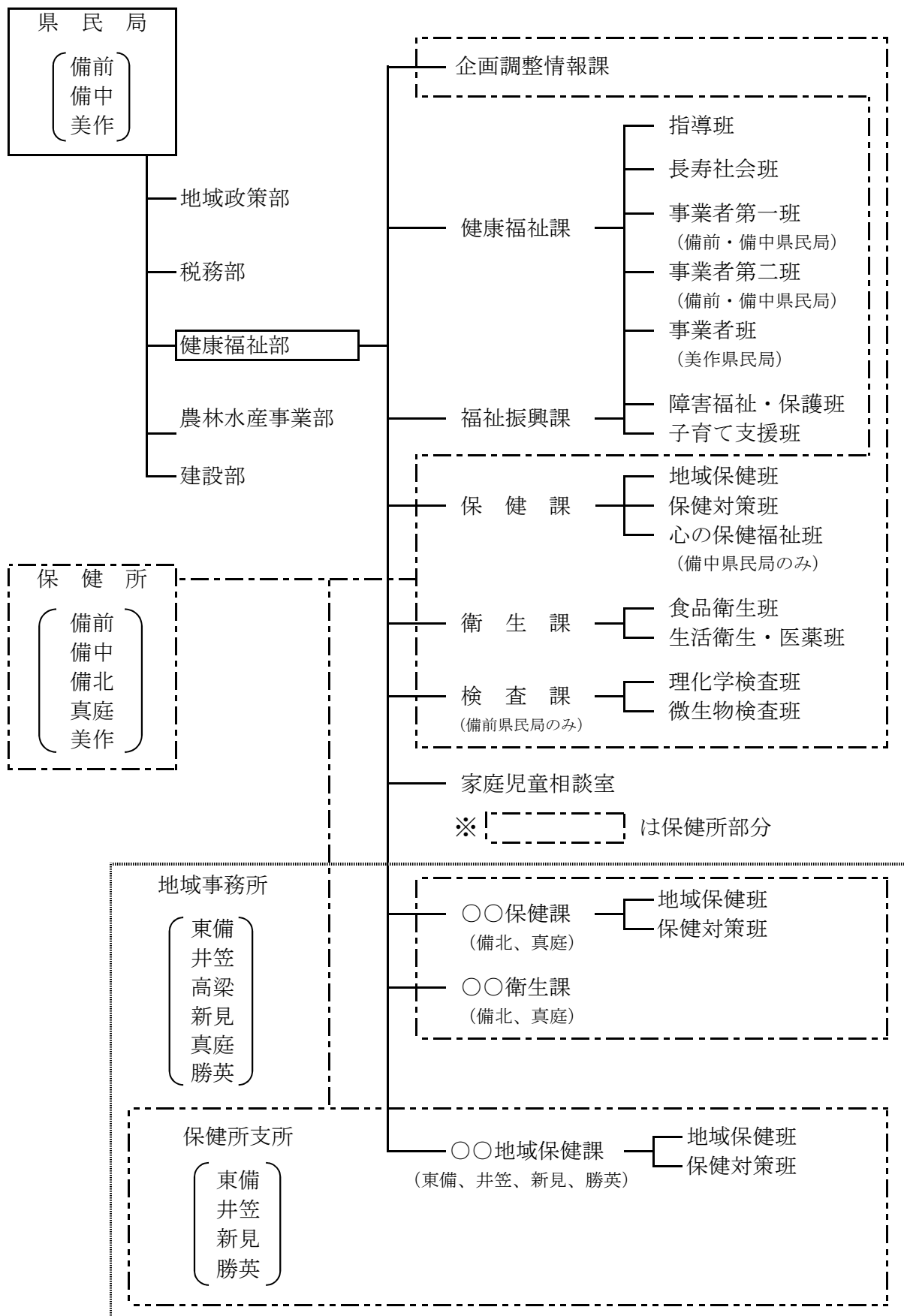
- 予算額一覧表…………… 60

第1 保健医療部の行政機構

1 保健医療部行政機構図（令和7年4月1日現在）



2 県民局・保健所の行政機構図（令和7年4月1日現在）



※地域事務所は、県民局の現地事務所

※保健所は、県民局の統轄出先機関

第2 保健医療部機構系統別分掌事務

1 保健医療部分掌事務

- (1) 保健衛生に関する事項
- (2) 保健所に関する事項

2 本庁各課及び出先機関等分掌事務

○本 庁

課 室 名	班 名	所 掌 事 務
保健医療課	施策推進班 総務班 経理班	1. 保健医療に関する企画及び調査研究に関すること。 2. 保健所及び市町村の保健師活動の総合調整及び支援に関すること。 3. 保健ボランティア及び地域保健活動の推進に関すること。 4. 保健所に関すること。 5. 保健所運営協議会に関すること。 6. その他他課の分掌に属しない保健医療に関すること。
医療推進課	医事班 地域医療体制整備班 医師・看護人材確保対策班	1. 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療その他地域医療の整備に関すること。 2. 病院、診療所及び助産所に関すること。 3. 医療関係法人等の指導監督に関すること。 4. 医師、歯科医師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。 5. 保健医療に係る人材の育成に関すること（健康推進課の分掌に属するものを除く。）。 6. 看護師等学校養成所に関すること。 7. 衛生関係従事者等の試験及び免許に関すること。 8. 旧公衆衛生看護学校に関すること。 9. 医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。 10. 保健医療計画に関すること。 11. 医療療養病床転換支援等に関すること。 12. 医療費適正化の推進に関すること。 13. 保健統計に関すること。 14. その他他課の分掌に属しない保健及び医療に関する法人等の施設指導に関すること。

課 室 名	班 名	所 掌 事 務
健康推進課	健康づくり班 母子・歯科 保健班 精神保健福 祉班	1. 健康づくり対策の企画及び推進に関する事。 2. 栄養指導及び栄養士に関する事。 3. 健康増進事業に関する事。 4. 健康診査管理指導、特定健康診査、特定保健指導等の技術的支援に関する事（疾病感染症対策課の分掌に属するものを除く。）。 5. 国民健康保険に関する事（特定健康診査及び特定保健指導に関するものに限る。）。 6. 母子保健に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。 7. 歯科保健に関する事。 8. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。 9. 発達障害児の福祉に関する事。 10. 母体保護に関する事。 11. 健康増進施設の整備に関する事。 12. 健康の森に関する事。 13. 衛生関係地区組織に関する事。 14. 精神保健福祉センター及び健康づくりセンターに関する事。 15. 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに関する事。 16. 精神保健福祉審議会及び精神医療審査会に関する事。 17. 食育の推進に関する事。 18. その他他課の分掌に属しない健康対策に関する事。
疾病感染症 対策課	企画班 感染症対策班 疾病対策班	1. 結核対策及び感染症対策に関する事。 2. がん対策及び循環器病対策に関する事。 3. 感染症対策委員会、感染症診査協議会、がん対策推進協議会及びがん登録審議会に関する事。
生活衛生課	生活営業指 導班 水道班 食の安全推 進班	1. 食の安全の推進に関する事。 2. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。 3. 調理師及び製菓衛生師に関する事。 4. 理容業及び美容業に関する事。 5. 興行場、旅館及び公衆浴場に関する事。 6. 住宅宿泊事業に関する事（届出等の受理及び指導監督に関するものに限る。）。 7. クリーニング業に関する事。 8. 生活衛生同業組合の指導監督に関する事。 9. 水道に関する事。 10. 建築物衛生に関する事。 11. と畜場及び化製場等に関する事。 12. と畜検査に関する事。 13. 狂犬病の予防に関する事。 14. 動物の愛護及び管理に関する事。 15. 食鳥処理業に関する事。 16. 食肉衛生検査所に関する事。 17. 動物愛護センターに関する事。 18. 生活衛生適正化審議会及び公衆浴場入浴料金審議会に関する事。

課 室 名	班 名	所 掌 事 務
医薬安全課	薬事衛生班 臓器移植・ 薬物対策班 特定保健対 策班	1. 薬局に関すること。 2. 薬剤師に関すること。 3. 医薬品等の製造及び販売並びに検定検査に関すること。 4. 薬用植物に関すること。 5. 毒物及び劇物に関すること。 6. 麻薬、向精神薬、大麻及びあへんに関すること。 7. 覚醒剤に関すること。 8. 献血の推進に関すること。 9. 救急用血清に関すること。 10. 医療産業の振興に関すること。 11. 難病対策に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 12. 公害健康被害の補償等に関すること。 13. 小児慢性特定疾病及び療育医療に係る医療費の給付に関すること。 14. 臓器移植等の推進に関すること。 15. 薬事審議会、麻薬中毒審査会、公害健康被害認定審査会、小児慢性特定疾病審査会及び指定難病審査会に関すること。

○ 出先機関等

出 先 機 関 等 名		所 掌 事 務
県民局健康福祉部	備前	○健康福祉部 1. 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関すること。 3. 高齢者の保健福祉に関すること。 4. 生活保護に関すること。 5. 児童福祉に関すること。 6. ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 7. 身体障害者福祉に関すること（身体障害者手帳に関する事務を除く。）。 8. 知的障害者福祉に関すること（療育手帳に関する事務を除く。）。 9. 地域における健康づくりに関すること。 10. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 11. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関すること。 12. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 13. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 14. 調査統計に関すること。 15. 保健所の業務との総合調整に関すること。 16. 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉に関すること。
	備中	（企画調整情報課） 1. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 2. 地域の保健、医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関すること。 3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 4. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 5. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 6. 調査統計に関すること。 7. 保健福祉関係表彰に関すること。 8. 健康危機管理体制等に関すること。 9. 保健所運営協議会に関すること。 （健康福祉課） 1. 高齢化対策に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。 3. 高齢者の在宅保健福祉に関すること。 4. 高齢者の医療及び健康増進事業の総合調整に関すること。 5. 認知症対策に関すること。 6. 社会福祉事業の推進に関すること。 7. 社会福祉関係の法人、団体、社会福祉施設及び事業所の指導監督に関すること。 8. 民生委員及び児童委員に関すること。 9. 戦傷病者、戦没者遺族等、引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること。 10. 災害救助に関すること。 （福祉振興課） 1. 生活困窮者の保護及び更生に関すること。 2. 児童及びひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 3. 知的障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 4. 身体障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 5. 高齢者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 6. 児童文化の向上に関すること。 7. 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 8. 保育所及び児童厚生施設に関すること。

出 先 機 関 等 名			所 掌 事 務
県 民 局 健 康 福 祉 部	美作	企画調整情報課 健康福祉課 指 導 班 長寿社会班 事業者班 福祉振興課 障害福祉・保護班 子育て支援班 保健課 地域保健班 保健対策班 真庭保健課 地域保健班 保健対策班 勝英地域保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班 真庭衛生課 家庭児童相談室	9. 困難な問題を抱える女性の相談及び支援に関すること。 10. 岡山県福祉年金に関すること。 (保健課、地域保健課、備北保健課及び真庭保健課) 1. 地域における保健及び福祉に係る一体的な施策の推進に関する こと。 (衛生課、備北衛生課及び真庭衛生課) 1. 生活衛生対策に係る保健福祉の調整に関すること。 (検査課) 1. 快適な環境づくりの推進の支援に関すること。 (家庭児童相談室) 1. 児童及び妊産婦の福祉に係る実情の把握に関すること。 2. 児童及び妊産婦の福祉に関する事項に係る相談、調査及び指導 に関すること。

出 先 機 関 等 名			所 掌 事 務
保 健 所	備前	企画調整情報課 保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班 検査課 理化学検査班 微生物検査班	○保健所 1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。こと。 2. 地域保健に関する情報の収集、整理及び活用に関する事。こと。 3. 地域保健に関する調査及び研究に関する事。こと。 4. 地域保健対策の実施に関する市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整に関する事。こと。 5. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。こと。 6. 栄養の改善及び食品衛生に関する事。こと。 7. 住宅、水道その他生活衛生に関する事。こと。 8. 医事及び薬事に関する事。こと。 9. 保健師に関する事。こと。 10. 公共医療事業の向上及び増進に関する事。こと。 11. 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事。こと。 12. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。こと。 13. 歯科保健に関する事。こと。 14. 衛生上の試験及び検査に関する事。こと。 15. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事。こと。 16. 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事。こと。 17. 公害健康被害の補償等に関する事。こと。 18. 健康の保持及び増進を図るため、必要に応じて、歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行う事。こと。 19. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整の支援に関する事。こと。 20. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整の支援に関する事。こと。 21. 保健福祉関係職員の研修の支援に関する事。こと。 22. 保健所運営協議会に関する事。こと。 23. 県民局健康福祉部との連絡調整に関する事。こと。 24. その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事。こと。
	備中	企画調整情報課 保健課 地域保健班 保健対策班 心の保健福祉班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班	
	備北	備北保健課 地域保健班 保健対策班 備北衛生課	
	真庭	真庭保健課 地域保健班 保健対策班 真庭衛生課	
	美作	企画調整情報課 保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班	(企画調整情報課) 1. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関する事。こと。 2. 地域の保健、医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関する事。こと。 3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関する事。こと。 4. 保健及び福祉に係るボランティアに関する事。こと。 5. 保健福祉関係職員の研修に関する事。こと。 6. 調査統計に関する事。こと。 7. 保健福祉関係表彰に関する事。こと。 8. 健康危機管理体制等に関する事。こと。 9. 保健所運営協議会に関する事。こと。
保 健 所 支 所	東備	東備地域保健課 地域保健班 保健対策班	(保健課、備北保健課、真庭保健課) 1. 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事。こと。 2. 歯科保健に関する事。こと。 3. 予防接種及び検疫に関する事。こと。 4. 身体障害児に関する事。こと。 5. 母体保護に関する事。こと。 6. 衛生上の試験及び検査に関する事。こと（ただし、備前保健所は除く。） 7. 原子爆弾被爆者の健康診断及び手当等の支給に関する事。こと。 8. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。こと。 9. 栄養の改善及び栄養士の業務に関する事。こと。 10. 健康の増進に関する事。こと。 11. 母性及び乳幼児に関する事。こと。 12. 児童の保健に関する事。こと。 13. 健康増進事業並びに生活習慣病及び介護の予防に関する事。こと。 14. 公害健康被害の補償等に関する事。こと。 15. 医療社会事業に関する事。こと。 16. 難病患者の在宅療養支援に関する事。こと。 17. 臓器移植に関する事。こと。
	井笠	井笠地域保健課 地域保健班 保健対策班	
	新見	新見地域保健課 地域保健班 保健対策班	
	勝英	勝英地域保健課 地域保健班 保健対策班	

出	先	機 関 等 名	所 掌 事 務
			18. 市町村の保健師活動の総合調整及び支援に関すること。 19. 保健師看護師助産師学校養成所、栄養士養成施設及び精神保健福祉士養成施設の学生の実習指導に関すること。 20. 愛育委員連合会、栄養改善協議会等に関すること。 21. 感染症診査協議会に関すること（備前、備中及び美作保健所に限る。）。 22. 保健健康意識の普及向上に関すること。 23. 病院、診療所、助産所その他医療機関の指導監督に関すること。 24. 医師、歯科医師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。 25. 医療救護に関すること。 26. 死体の解剖及び保存に関すること。 （衛生課、備北衛生課、真庭衛生課） 1. 食品衛生及び乳肉衛生に関すること。 2. 化製場等に関すること。 3. 狂犬病の予防に関すること。 4. 調理師及び製菓衛生師に関すること。 5. 食中毒に関すること。 6. 薬事及び薬事衛生に関すること。 7. 献血の推進に関すること。 8. 薬剤師に関すること。 9. 公衆浴場、温泉、旅館、興行場等の衛生に関すること。 10. 住宅宿泊事業に関すること（届出等の受理及び指導監督に関するものに限る。）。 11. 理容業及び美容業に関すること。 12. クリーニング業に関すること。 13. 公衆浴場の入浴料金に関すること。 14. 生活衛生同業組合に関すること。 15. 水道及び飲料水に関すること。 16. 衛生上の化学的試験及び検査に関すること。 17. 建築物における衛生的環境の確保に関すること。 18. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 19. 県民局地域政策部において行う廃棄物対策等の業務についての公衆衛生上の観点からの指導に関すること。 （検査課） 1. 食品衛生及び生活衛生上の試験検査に関すること。 2. 細菌検査、臨床検査その他衛生上の試験検査に関すること。 3. 県民局地域政策部において行う業務に係る検査の支援に関すること。 ○保健所支所 （地域保健課） 1. 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。 2. 歯科保健に関すること。 3. 予防接種及び検疫に関すること。 4. 身体障害児に関すること。 5. 母体保護に関すること。 6. 衛生上の試験及び検査に関すること。 7. 原子爆弾被爆者の健康診断及び手当等の支給に関すること。 8. 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 9. 栄養の改善及び栄養士の業務に関すること。 10. 健康の増進に関すること。 11. 母性及び乳幼児に関すること。 12. 児童の保健に関すること。 13. 健康増進事業並びに生活習慣病及び介護の予防に関すること。 14. 公害健康被害の補償等に関すること。 15. 医療社会事業に関すること。 16. 難病患者の在宅療養支援に関すること。 17. 臓器移植に関すること。

出 先 機 関 等 名			所 掌 事 務
			18. 市町村の保健師活動の総合調整及び支援に関すること。 19. 保健師助産師看護師学校養成所、栄養士養成施設及び精神保健福祉士養成施設の学生の実習指導に関すること。 20. 愛育委員連合会、栄養改善協議会等に関すること。 21. 保健健康意識の普及向上に関すること。 22. 医療救護に関すること。

出 先 機 関 名		所 掌 事 務
精神保健福祉センター		1. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関する こと。 2. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関する こと。 3. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち 複雑又は困難なものに関すること。 4. 精神医療審査会の事務に関すること。 5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申 請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律（以下この項において「法」という。） 第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限 る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とす るものに関すること。 6. 法第22条第2項の規定による市町村が同条第1項に規定する支 給要否決定を行うに当たっての意見の陳述に関すること。 7. 法第26条第1項の規定による市町村に対する技術的事項につ いての協力その他必要な援助に関すること。 8. 3の業務に付随する診療に関すること 9. その他精神保健及び精神障害者の福祉の向上を図るために必 要な業務に関すること。
食肉衛生検査所		1. と畜検査に関すること。 2. 食鳥処理の事業の許可等に関すること。 3. 食肉衛生に係る調査研究に関すること。 4. その他食肉衛生に関すること。
動物愛護 センター	愛護課	1. 動物愛護の普及啓発に関すること。 2. 動物の適正飼養に関すること。 3. 負傷した犬、猫等の治療に関すること。 4. 人畜共通感染症に関すること。
	管理課	1. 野犬等の捕獲及び収容に関すること。 2. 犬又は猫の引取り、処分等に関すること。 3. 不適正な飼い主への指導等に関すること。 4. 第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に関すること。 5. 特定動物に関すること。

3 条例等に基づく委員会、審議会、協議会等

課 名	名 称	根拠法令等	担 任 事 務
保健医療課	保健所運営協議会	地域保健法第11条	保健所の所管区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務
医療推進課	岡山県医療審議会	医療法第72条	知事の諮問に応じて医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務
	岡山県准看護師試験委員会	保健師助産師看護師法第25条 岡山県准看護師試験委員条例	准看護師試験の実施に関する事務
健康推進課	岡山県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条 岡山県精神保健福祉審議会条例	精神保健に関する事項等を調査審議するために設置し、県知事の諮問に答えるほか、精神保健に関する事項等について意見具申を行う事務
	岡山県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	精神科病院入院者の定期病状報告等及び退院等請求に係る審査を行う事務
疾病感染症対策課	岡山県感染症対策委員会	岡山県附属機関条例第2条	感染症の監視、予防対策、防疫対策、連携協力体制の整備について調査審議し、その結果を知事に提出し、又は意見を具申する事務
	岡山県感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条	感染症の患者に対する指定医療機関への入院の勧告に関して必要な事項を審議する事務
	岡山県がん対策推進協議会	岡山県がん対策推進条例第20条	岡山県がん対策推進計画に関する事項及びその他がん対策の総合的な推進に必要な事項について協議する事務
	岡山県がん登録審議会	がん登録等の推進に関する法律第18条 岡山県がん登録審議会条例	全国がん登録による都道府県がん情報の利用・提供等に必要事項について審議する事務
生活衛生課	岡山県公衆浴場入浴料金審議会	岡山県附属機関条例第2条	物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額に関する重要事項についての調査審議及び意見の具申に関する事務
	岡山県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務

課 名	名 称	根拠法令等	担 任 事 務
医薬安全課	岡山県薬事審議会	医薬品、医療機器等品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条 岡山県薬事審議会条例	県における薬事に関する重要事項について調査審議する事務
	岡山県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の13	麻薬中毒者の措置入院の延長等について審査する事務
	岡山県公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第44条 岡山県公害健康被害認定審査会条例	公害認定患者の更新認定、障害等級の見直し等を審査する事務
	岡山県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4	小児慢性特定疾病医療費の支給認定について審査する事務
	岡山県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条	特定医療費の支給認定について審査する事務

第3 令和7年度 保健医療行政の重点施策

1 施策推進の基本的な考え方

さらなる人口減少・超高齢社会の到来などの社会情勢に的確に対応するため、県政の最上位計画である「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」（令和7年3月策定）において、「結婚・子育ての希望がかなう社会の実現」「安心して豊かさが実感できる地域の創造」を重点戦略としている。その下に、戦略プログラムとして「妊娠・出産・子育て支援プログラム」「保健医療充実プログラム」「防災対策強化プログラム」を掲げ、これらのプログラムに着実に取り組むことにより、子どもから高齢者まで全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を目指す。

2 妊娠・出産・子育て支援プログラム

（1）おかやまママ安心サポート事業

安心して妊娠、出産ができる持続的で切れ目のない医療・母子保健サービス等の提供体制を構築し、子どもを授かりたいという希望に寄り添う環境づくりを推進するため、不妊治療費や遠方の産科医療機関等で妊婦検診・出産する必要がある妊婦に対する交通費等の助成を行う市町村への補助、新生児マススクリーニング検査の拡大分の補助等を行う。

3 保健医療充実プログラム

（1）医療DXによる地域医療体制強化事業

I C Tによる業務効率化などの医療DXを進めることで、県内のどこに住んでいても、安全で質の高い医療を受けられる体制の整備を目指し、地域の医療関係者等と連携しながら、課題の整理や具体的な方策の検討を行う。

（2）「いざ、健康づくり先進県岡山へ！」推進事業

健康寿命を効果的に延伸するため、延伸を阻害している本県特有の要因や、その要因ごとの健康寿命への関与度を分析するとともに、関与度の高い要因への対策を検討する。

（3）新興感染症初動対応強化プロジェクト

感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関の新興感染症対応力を強化するため、協定締結医療機関に対して施設整備等を支援する。

（4）知って防ごう！子宮頸がん・梅毒・エイズ予防啓発事業

若い世代に子宮頸がんや梅毒の予防の正しい知識や検査の情報などをわかりやすく伝えるため、A I インフルエンサーを作成し、信頼性の高い情報を、直接対象者に伝えるS N S等のチャンネルを確立する。

（5）肝炎陽性者重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者に対して、適切な医療を提供し、重症化予防を図るため、検査費用の助成や適切な受診勧奨を行うとともに、身近な保健所で治療費受給の手続きができる体制を整備する。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害のある人が身近な地域で安心して暮らすことができるよう、新たに、精神障害のある人の医療費を助成する市町村へ補助を行うなど、包括的な支援体制の構築を推進する。

4 防災対策強化プログラム

(1) 「持続可能な水道」推進事業

水質検査結果の共有による広域的な監視体制の構築等により、水道水質管理の強化に取り組む。また、デジタル技術を活用した漏水調査の共同委託や水道メーターの共同調達など広域連携の推進に向けた支援を行い、適切な予防保全や耐震化を含めた効率的な施設の更新等につながる水道の基盤強化を図る。

第4 主要事業の概要

《保健医療課》

1 地域保健の推進

保健所は、健康危機管理対策や市町村への技術支援のほか、医療提供体制の構築や食品の安全の確保など、地域の健康課題に対する広域的・専門的技術拠点としての機能を担うことが求められている。

そのため、平成21年4月より現行の5保健所4支所体制とし、健康危機管理への対応機能、企画調整・市町村支援機能、専門的・技術的な機能に重点を置き、その機能を高めてきたところである。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、県民の暮らしや健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症や自然災害等の健康危機に備えるため、保健所・支所の平時からの計画的な体制整備に取り組む。

(1) 保健師活動

保健師は、市町村の保健事業等に対する支援や二次的サービス、感染症対策、精神保健福祉対策、難病対策、子ども虐待予防活動等の専門的な活動を行う。

また、複雑多様化する健康課題や健康危機に適切・迅速に対応するため、保健師の人材確保及び育成等を図る。

○県・市町村の保健師数（常勤保健師）（単位：人）

区分 \ 年度	29	30	令和元	2	3	4	5	6
総 数	647	659	667	680	688	719	718	726
県	113	115	117	116	123	129	128	132
内 保健所・支所	83	86	91	92	97	102	102	105
市 町 村	534	544	550	564	565	590	590	594

- 1 厚生労働省保健師活動領域調査（各年5月1日現在）による。※他団体等への出向含む。
- 2 市町村は、岡山市及び倉敷市を含む。

(2) 地域保健活動の充実強化

地域の健康課題に対応し、地域の特性等に応じた先駆的・モデル的な保健事業をより効果的、積極的に推進するとともに、保健・医療・福祉等関係者との連携を図り、地域における包括的なサービスの提供システムを構築することを目的に、「保健所保健福祉サービス調整推進会議」を開催する。

また、社会の変化等に対応した保健福祉サービスを提供するとともに、保健福祉施策の企画等総合的な活動が的確に実施できるよう、保健師等地域保健関係職員の資質向上を図る。

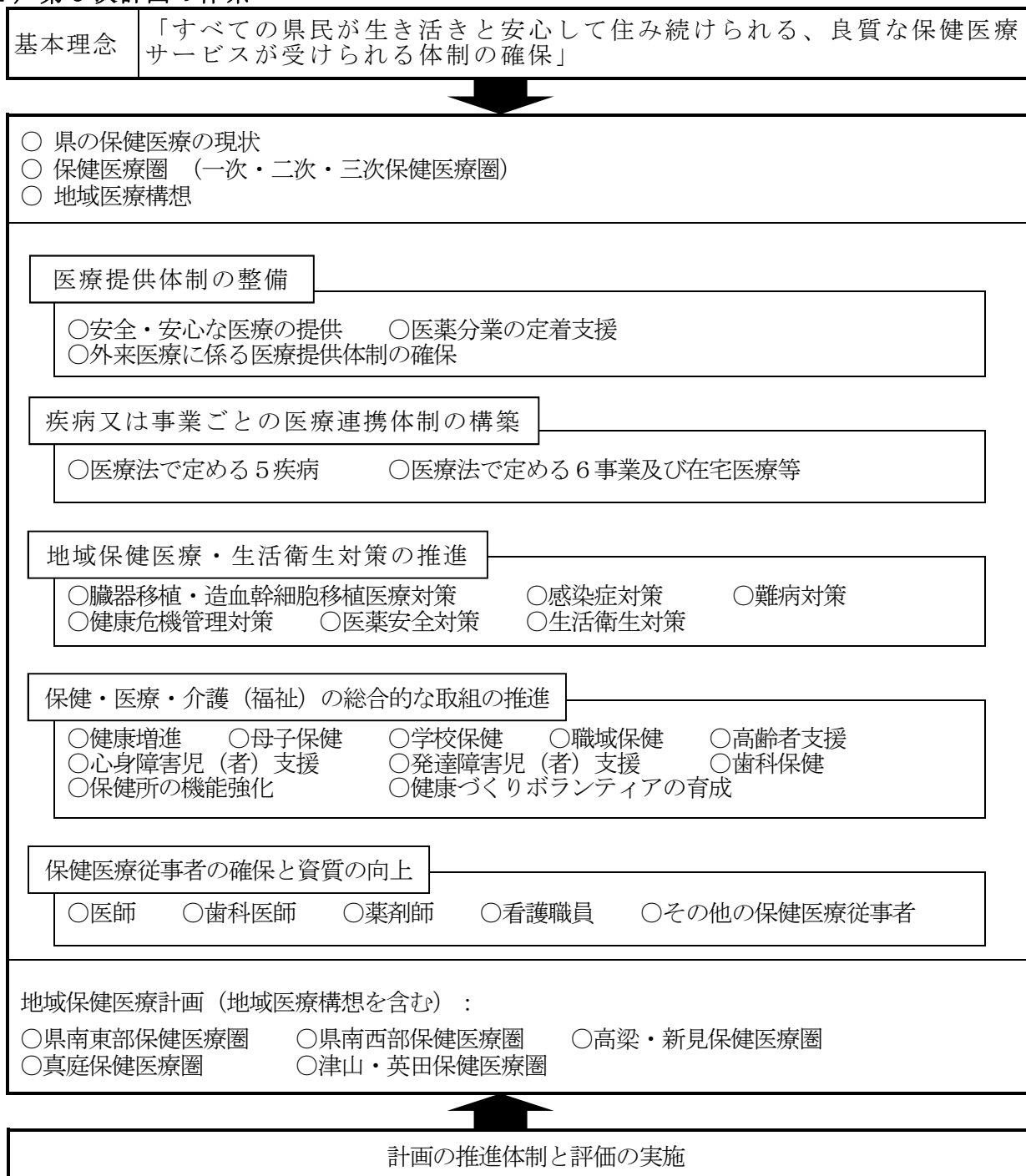
《医療推進課》

1 岡山県保健医療計画の推進

第9次岡山県保健医療計画（令和6～令和11年度）に基づき施策を推進する。

本計画では、「すべての県民が生き活きと安心して住み続けられる、良質な保健医療サービスが受けられる体制の確保」を基本理念とし、限られた医療資源を効果的・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った医療情報の提供や、疾病の予防から治療、リハビリテーション、介護まで、地域におけるより良質で効率的な保健医療体制の確立を目指すこととしている。

(1) 第9次計画の体系



(2) 第9次計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としている。

(3) 保健医療圏

保健医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能分化と連携を推進し、保健医療提供体制の体系化を図るため、次のように段階的な保健医療圏を設定している。

ア 一次保健医療圏（市町村域）

地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な傷病の治療などに対応する基礎的な圏域

イ 二次保健医療圏（5圏域）

原則として、入院医療の需要に対応し、比較的専門性の高い領域も含めて、一般的な保健医療が概ね完結できる体制づくりを目指す圏域

ウ 三次保健医療圏（県全域）

高度又は特殊な保健医療サービスを提供する圏域

岡山県二次保健医療圏設定図

令和6年4月1日現在



(4) 地域医療構想

地域医療構想は、地域における病床の機能の分化及び連携を推進することを目的として、令和7年の人口推計に基づく医療需要を踏まえ、必要となる病床数を推計し、目指すべき医療提供体制やこれを実現するための施策を示している。

構想実現に向け、二次保健医療圏（5構想区域）ごとに設置した地域医療構想調整会議において、関係者の協議を促すとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、構想の実現に資する医療機関の病床機能の転換等を支援している。

現行の地域医療構想の目標年次が令和7年までとなっていることから、現在、国において、新たな地域医療構想の策定に向けた議論が進められている。

○構想区域別病床数の現況及び推計の比較

構想区域	区 分	R5(2023).7.1 現在の病床数①	R7(2025)に必要な とされる病床数②	R7 に対する 必要数②－①	R7 に対する 充足率①／②
県南東部	高度急性期	1,995	1,187	▲808	168.1%
	急性期	4,091	3,335	▲756	122.7%
	回復期	1,961	2,927	966	67.0%
	慢性期	2,212	2,029	▲183	109.0%
	休 棟	454	－	▲454	－
	計	10,713	9,478	▲1,235	113.0%
県南西部	高度急性期	1,712	888	▲824	192.8%
	急性期	3,071	2,722	▲349	112.8%
	回復期	1,389	2,761	1,372	50.3%
	慢性期	1,958	1,866	▲92	104.9%
	休 棟	335	－	▲335	－
	計	8,465	8,237	▲228	102.8%
高梁・新見	高度急性期	0	17	17	0.0%
	急性期	218	123	▲95	177.2%
	回復期	190	134	▲56	141.8%
	慢性期	249	192	▲57	129.7%
	休 棟	0	－	0	－
	計	657	466	▲191	141.0%
真庭	高度急性期	0	25	25	0.0%
	急性期	128	157	29	81.5%
	回復期	235	175	▲60	134.3%
	慢性期	121	106	▲15	114.2%
	休 棟	40	－	▲40	－
	計	524	463	▲61	113.2%
津山・英田	高度急性期	124	132	8	93.9%
	急性期	772	501	▲271	154.1%
	回復期	384	483	99	79.5%
	慢性期	545	414	▲131	131.6%
	休 棟	110	－	▲110	－
	計	1,935	1,530	▲405	126.5%
計	高度急性期	3,831	2,249	▲1,582	170.3%
	急性期	8,280	6,838	▲1,442	121.1%
	回復期	4,159	6,480	2,321	64.2%
	慢性期	5,085	4,607	▲478	110.4%
	休 棟	939	－	▲939	－
	計	22,294	20,174	▲2,120	110.5%

2 医療介護総合確保促進法に基づく県計画

医療介護総合確保促進法に基づく県計画は、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年に向けて、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題であることから、毎年度、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業に関して策定する計画である。

この計画に基づく事業の実施にあたっては、消費税増収分を財源とする国からの交付金等を積み立てた岡山県地域医療介護総合確保基金を活用し、関係機関との協働により取り組む。

(1) 対象事業

- 区分Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 区分Ⅰ-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- 区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
- 区分Ⅲ 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 区分Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業
- 区分Ⅴ 介護従事者の確保に関する事業
- 区分Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(2) 計画の期間

計画の期間は原則1年間であるが、個別の事業の内容に応じて複数年も可能とされている。

3 医療提供体制の整備充実

高齢化の進展などの社会環境の変化に伴い、将来の人口構成に応じた、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制を構築する必要がある。

県内の医療従事者、病院病床数等に関する多くの指標は全国平均を上回っており、医療水準は全体として高い水準にあるが、一方で、医療施設や医療従事者の地域的偏在がみられ、救急医療、へき地医療、周産期及び小児医療体制の整備や県北、中山間地域における医師確保対策などの課題がある。

このため、関係機関と連携し、保健医療計画及び医療介護総合確保促進法に基づく県計画等に基づき、地域の実情に応じた効率的な医療提供体制の整備充実を進める。

(1) 保健医療資源の状況

ア 病院数及び診療所数

令和5年10月1日現在

病 院			一般診療所			歯科診療所		
施設数	人口10万対		施設数	人口10万対		施設数	人口10万対	
	岡山県	全 国		岡山県	全 国		岡山県	全 国
159	8.6	6.5	1,600	86.7	84.4	977	53.1	53.7

イ 病院及び診療所の病床数

令和5年10月1日現在

		病 院			一般診療所		
		病床数	人口10万対		病床数	人口10万対	
			岡山県	全 国		岡山県	全 国
総 数		26,671	1,444.0	1,191.1	1,679	92.6	60.9
内 訳	一 般	17,474	946.1	710.0			
	療 養	3,841	208.0	220.1			
	精 神	5,215	282.3	256.5			
	感染症	26	1.4	1.5			
	結 核	115	6.2	3.0			

ウ 医師、歯科医師、薬剤師数（登録者数）（人口10万対） 令和4年12月31日現在

	医 師	歯科医師	薬剤師
岡山県	336.8	94.7	228.0
全 国	274.7	84.2	259.1

[参考：第2期岡山県医師確保計画（前期） 令和6年3月]

医師多数区域	県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏
どちらでもない区域	津山・英田保健医療圏
医師少数区域	高梁・新見保健医療圏、真庭保健医療圏

（2）救急医療体制

救急医療は、初期、二次、三次救急医療機関からなる救急医療体制により対応することとし、その整備、充実に努めてきたところである。

特に、夜間における救急医療体制の一層の整備を促進するとともに、高度化・複雑化する救急需要に対応するため、救急医療施設の整備、関係機関の連携の強化、救急医療従事者の資質の向上を図る必要がある。

ア 初期救急医療

（ア）在宅当番医制

休日・夜間における初期救急医療体制の充実に図るため、市町村から委託を受けて県内23の郡市地区医師会が実施している。

（イ）休日夜間診療所

休日又は夜間における救急患者の医療の確保を図るため、岡山市休日夜間急患診療所、倉敷市休日夜間急患センター及び新見市休日・準夜間診療所において実施されている。

イ 二次救急医療

（ア）病院群輪番制

市町村からの助成を受けて、県内5保健医療圏域ごとに病院が輪番で診療を行っている。

（イ）小児救急医療体制

小児の二次救急医療を確保するため、小児救急医療支援事業を実施している市町村に対し助成するとともに、県北圏域において、小児救急医療拠点病院運営事業を実施する。

（ウ）救急告示施設

「救急病院等を定める省令」に基づき告示している救急病院又は診療所は県内に87か所（令和7年4月1日現在）ある。

○市町村別救急告示施設数

（令和7年4月1日現在）

市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数	医 療 圏 別 数
岡山市	26	総社市	3	美作市	2	勝央町	1	県 南 東 部 36
倉敷市	20	高梁市	3	浅口市	1			県 南 西 部 34
津山市	2	新見市	2	和気町	2			高 梁 ・ 新 見 5
玉野市	3	備前市	3	早島町	1			真 庭 5
笠岡市	4	瀬戸内市	1	矢掛町	1			津 山 ・ 英 田 7
井原市	4	赤磐市	1	鏡野町	2			
		真庭市	5					計 87

ウ 三次救急医療

初期救急医療施設及び二次救急医療施設との円滑な連携のもとに重篤救急患者を受け入れる救命救急センター・小児救命救急センターの運営費を助成する。

エ 救急医療情報システムの整備

インターネットを活用して、消防機関等に対する医療機関の救急車受入可否の情報等の提供を行う。

オ ヘリコプター救急搬送体制の整備

迅速かつ効率的な搬送手段としてドクターヘリを位置付け、緊急の救命措置を要する患者が迅速に高度な救急医療を受けられる体制を確立している。引き続きドクターヘリ導入促進事業を川崎医科大学附属病院において実施する。

カ 病院前救護体制（メディカルコントロール体制）の整備

医師会、救命救急センター、消防所管部局等と連携し、救急車で搬送される重症患者に対し、同乗する救急救命士等の応急的医療行為が適切に行われる体制を整備する。

キ 小児救急電話相談事業（＃8000）

夜間・休日における小児の急病等の際に、保護者等が安心感を持って対応できるよう、看護師等による電話相談を実施する。

ク 救急安心センター（＃7119）運営支援事業

救急医療機関の受診の適正化を進めるため、病気やけがの際、専門家が電話でアドバイスする「救急安心センター事業」を運営する市町村を支援する。

ケ 高齢者施設における急変時等相談対応窓口事業

高齢者施設からの救急搬送件数の減少及び救急医療機関の負担軽減を図るため、施設職員からの救急医療相談に応じるコールセンター運営に係る経費を補助する。

（３）災害医療体制

岡山県地域防災計画等に基づき、医療機関、消防機関、医師会等と連携して災害時に必要な医療が適切に提供されるよう、災害拠点病院の指定や災害派遣医療チーム（DMA T）の養成、災害時の医療に係る訓練の実施等により体制の充実に取り組む。

また、大規模地震等の災害時においても、必要な医療を安定的に提供できるよう、医療施設の耐震化を促進する。

ア 災害拠点病院の整備

災害拠点病院（県内 12 病院）の施設・設備整備を支援するとともに、災害拠点病院等の医療救護要員に対する災害救護研修を実施する。

○災害拠点病院の指定状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	対 象 圏 域	医 療 施 設
基幹災害拠点病院	全県	岡山赤十字病院
地域災害拠点病院	県南東部保健医療圏	岡山済生会総合病院 国立病院機構岡山医療センター 岡山大学病院 岡山市立市民病院 川崎医科大学総合医療センター 岡山西大寺病院
	県南西部保健医療圏	川崎医科大学附属病院 倉敷中央病院
	高梁・新見保健医療圏	高梁中央病院
	真庭保健医療圏	総合病院落合病院
	津山・英田保健医療圏	津山中央病院

イ おかやまDMA T事業

医療機関、医師会、消防本部等関係機関と連携し、DMA T等による災害時医療の提供が、迅速かつ的確に行われる体制を整備する。

○DMA Tの編成状況

(令和7年3月現在)

おかやまDMA T指定機関	チーム数
日本赤十字社岡山県支部 (岡山赤十字病院)	6
岡山済生会総合病院	5
国立病院機構岡山医療センター	5
岡山大学病院	6
岡山市立市民病院	6
川崎医科大学総合医療センター	5
岡山西大寺病院	2
川崎医科大学附属病院	5
倉敷中央病院	7
高梁中央病院	2
総合病院落合病院	4
津山中央病院	4
合 計	57

ウ 広域災害・救急医療情報システムの活用

災害発生時には、国の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して、各医療機関の被災状況等を把握するとともに、関係機関と情報共有を図る。

エ 医療施設の耐震化などの災害対策

二次救急医療機関等が行う耐震化整備や浸水対策に対して助成することにより、災害時での医療提供体制の確保を図る。

オ スプリンクラー等の整備

医療機関が行うスプリンクラー等の整備に対して助成を行い、利用者の安全を確保する。

(4) へき地医療体制

無医地区等の医療機会に恵まれないへき地の医療を確保するため、へき地医療支援機構を中核とする体制により、へき地医療拠点病院やへき地診療所の医療施設等の整備充実を図るとともに、へき地医療に従事する医師等の確保並びに資質の向上を図る。また、自治医科大学卒業医師をへき地医療拠点病院に配置するほか、地元大学、公的病院、医師会等との連携を図り、へき地勤務医師の確保を促進する。

ア へき地医療の確保

医療機会に恵まれない離島や県中北部のへき地住民の医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院による無医地区等を対象にした巡回診療及び医師派遣、社会福祉法人恩賜財団済生会が運航する巡回診療船「済生丸」の運営、へき地診療所の設備整備等に対して助成する。

○無医地区の状況 (令和4年10月厚生労働省調査)

無医地区を有する市町村数	無医地区数	無医地区内人口
9市町村	21地区	4,291人

(ア) へき地医療支援機構

全県で一元的にへき地医療に係る事業の企画・調整等を行い、円滑かつ効率的に実施するために、へき地医療支援機構の運営を岡山済生会総合病院に委託して実施する。

(イ) へき地医療拠点病院

県内9か所のへき地医療拠点病院が行うへき地診療所等への医師派遣に対して助成する。

○へき地医療拠点病院の指定状況

へき地医療拠点病院	指定年月日
岡山済生会総合病院	平成14年4月1日
岡山赤十字病院	〃
高梁市国民健康保険成羽病院	〃
美作市立大原病院	〃
赤磐医師会病院	〃
真庭市国民健康保険湯原温泉病院	〃
鏡野町国民健康保険病院	〃
渡辺病院	平成15年3月1日
津山中央病院	平成21年4月1日
計	9病院

(ウ) 巡回診療船「済生丸」

巡回診療船「済生丸」の運航に対し、広島県、香川県、愛媛県の各県とともに助成する。

(エ) へき地診療所

へき地診療所の運営上生じた赤字額の一部を助成する。

イ へき地勤務医師の確保

へき地に勤務する医師の養成を図る目的のために設立された、自治医科大学（昭和47年4月開校）の運営費の一部を負担する。

（５）周産期及び小児医療体制

ア ハイリスク妊娠・分娩への対応

高度な医療を要するハイリスクな母体・新生児に対応する周産期母子医療センターを中心として、周産期医療に係る病院、診療所及び助産所が適切に機能分担と連携を行うことにより、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進する。

また、M F I C U（母体・胎児集中治療室）、N I C U（新生児集中治療室）等を設置する周産期母子医療センターの安定的な運営を支援するとともに、周産期死亡症例の検証等を行うことにより良質な医療の提供体制を確保する。

イ おかやまママ安心サポート事業

安心して妊娠・出産・子育てができる、持続的で切れ目のない支援体制を構築するための、保健・医療・福祉等関係者による協議の場として設置した「おかやま妊娠・出産・子育て安心サポート連絡協議会」において、情報・課題の共有、意見交換を行う。

また、近隣に分娩取扱施設がなく、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対し、交通費及び宿泊費の助成を行う市町村へ補助を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

（６）在宅医療の推進

人生の最終段階まで、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供する体制を整備する。

ア プライマリ・ケアの推進

在宅医療の中核を担うかかりつけ医の資質向上を図るため、県医師会と連携し、かかりつけ医認定事業を実施する。

イ 在宅医療提供体制の整備

（ア）医療・介護従事者の資質向上と職種間の連携を図るため、県医師会、県看護協会、県介護支援専門員協会などの職能団体と協働し、研修会等を開催する。

（イ）医療と介護に関わる職能団体の代表者等で構成する「岡山県在宅医療推進協議会」を開催し、在宅医療提供体制の整備及び多職種連携のあり方等、連携上の課題の抽出と対応策等について協議する。

（ウ）N I C Uを退院した児や在宅医療を必要とする小児患者等が、地域で安心して療養できるよう、保健・医療・福祉・教育・介護等の関係機関と連携し、小児等の在宅療養を支える体制の構築を図る。

ウ 在宅における看取りの支援

（ア）在宅医療を担う医師等地域医療関係者が適切に在宅死等に対応できるよう、法医学の知識、技術を習得するための研修を行い、資質の向上を図る。

（イ）「岡山県死因究明等推進協議会」を開催し、死因究明等の実情の把握、課題の抽出と対応策等について協議する。

エ アドバンス・ケア・プランニングの普及

人生の最終段階にある患者に本人の意思を尊重した医療・ケアが提供されるよう、将来受たい医療等について事前に本人・家族、医療・介護関係者等が繰り返し話し合い、共有するプロセスであるアドバンス・ケア・プランニング（A C P）の普及啓発に取り組む。

（７）医療D Xによる地域医療体制強化事業

I Tによる業務効率化やI C Tによる関係者の連携強化などの医療D Xを進めることで、限られた医療資源で、より多くの需要に対応できる体制や、県内のどこに住んでも、安全で質の高い医療を受けられる体制の整備を目指し、協議会を設立して、地域の医療関係者等と連携しながら、課題の整理や具体的な方策の検討を行う。

また、医療関係者の機運醸成を図るためのシンポジウムを開催する。

4 医師及び看護職員の確保

(1) 医師確保総合対策

地域医療の多様なニーズに応えられる幅広い能力を身に付けた医師の確保・育成、医師の偏在の是正、女性医師が子育てしながら働き続けやすい環境づくりを目指した総合対策を推進する。

○人口 10 万人当たり医療施設従事医師数・内科医数、15 歳未満人口 1 万人当たり小児科医数及び出産数 1,000 人当たり産婦人科医数（単位：人）令和 4 年 12 月末現在）

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	県計	全国
医療施設従事医師数	371.0	311.2	152.8	178.5	215.2	324.0	262.1
内科医	131.7	116.6	71.8	100.0	100.5	120.8	96.6
小児科医	15.5	13.4	12.8	4.3	11.5	14.1	12.3
産婦人科医	16.9	12.5	15.1	8.9	9.4	14.4	15.1

（資料：厚生労働省「令和 4 年医師・歯科医師・薬剤師統計」、総務省「人口推計」（令和 4 年 10 月 1 日）、岡山県毎月流動人口調査（令和 4 年 10 月 1 日現在））

○県内の年層別・性別医療施設従事医師数及び割合（単位：人）（令和 4 年 12 月末現在）

	20-30 歳代		40-50 歳代		60 歳以上		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
男	1,327	69.1%	1,690	75.6%	1,659	88.3%	4,676	77.5%
女	593	30.9%	544	24.4%	219	11.7%	1,356	22.5%
計	1,920	100.0%	2,234	100.0%	1,878	100.0%	6,032	100.0%

（資料：厚生労働省「令和 4 年医師・歯科医師・薬剤師統計」）

ア 大学と連携した医師の確保・育成

（ア）岡山大学及び広島大学の医学部医学科地域枠に入学した学生に奨学資金（医師免許取得後 9 年間を知事指定医療機関で診療に従事した場合は返還免除）を貸与し、将来、県内の医師不足地域の医療機関で診療に従事する医師を確保する。

○地域枠学生及び地域枠卒業医師の状況（単位：人）（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	地域枠学生(26)						地域枠卒業医師(63)				計
							臨床 研修	後期 研修	地域 勤務	その 他	
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年					
岡山大学	4	4	4	5	3	4	10	14	21	2	71
広島大学	0	0	0	1	0	1	3	3	9	1	18
計	4	4	4	6	3	5	13	17	30	3	89

（参考）入学募集人員 岡山大学（H21:5 人、H22～H29:7 人、H30～ R7:4 人）

広島大学（H21:0 人、H22～H29:2 人、H30～H31:2 人）

（イ）岡山大学に県の寄附金による「地域医療人材育成講座」を設置し、医師不足地域で地域医療を担う意欲と必要な診療能力を有する医師の育成等を行う。

（ウ）川崎医科大学に県の寄附金による「救急総合診療医学講座」を設置し、中山間地域において幅広い診療分野の救急医療に対応できる医師の育成を行う。

イ 地域医療支援センターを中心とした医師確保対策

（ア）地域枠卒業医師が勤務する病院を、地域医療支援センターが作成した選定方法による評価上位の病院の中から、医師本人とのマッチングにより決定する。

(イ) 県内の医療関係者によるワークショップや、地域卒学生・自治医科大学生合同セミナーを開催するなどして、地域卒卒業医師のキャリア形成支援等を行う。

(ウ) 地域の医療機関を訪問し、医師の勤務環境等について意見交換を行い、地域卒卒業医師の受入体制の改善などを要請する。

(エ) 県内の臨床研修病院がお互いの連携を強化し、より多くの研修医に充実した臨床研修を県内の病院で受けてもらえるような取組を進める。

ウ 産科医、小児科医の確保

産婦人科医である地域卒医師の津山中央病院への配置や、産科医の分娩手当を支給する医療機関の支援、地域の内科医等を対象にした小児救急医療の研修等を行う。

エ 女性医師が子育てしながら働き続けやすい環境づくり

岡山大学と県医師会に委託して、女性医師の離職防止と再就業を促進するための相談、研修、医療機関への啓発等を行う。

(2) 看護職員の養成確保と資質向上

医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、在宅医療の推進等により看護職員の役割がますます重要になっている状況を踏まえ、看護職員の計画的な確保を図る必要がある。

そのため、職場定着対策の更なる推進や、離職時のナースセンターへの届出制度等による再就業の促進、養成力の強化、看護職員の資質向上、地域偏在への対応、看護の心・看護の魅力の啓発など、総合的な看護職員確保対策に取り組む。

○看護職員就業者数（単位：人）

（各年 12 月末現在）

区分 年	保健師		助産師		看護師		准看護師		計	人 口 10万対
	数	人 口 10万対	数	人 口 10万対	数	人 口 10万対	数	人 口 10万対		
平成30	1,018	53.6	539	28.4	23,523	1,238.2	4,510	237.4	29,590	1,557.6
令和 2	1,069	56.8	553	29.4	24,240	1,287.7	4,151	220.5	30,013	1,594.4
令和 4	1,159	62.2	560	30.1	24,654	1,324.1	3,641	195.5	30,014	1,611.9

○保健師就業者数（単位：人）

（各年 12 月末現在）

区分 年	総 数	看護師等学 校養成所	県・保健所	市町村	病 院 診療所	事業所	その他
平成30	1,018(18)	29(1)	313(4)	421(11)	126(2)	40	89
令和 2	1,069(25)	29	295(6)	477(10)	131(3)	45	92(6)
令和 4	1,159(29)	25	350(5)	487(13)	141(3)	52(1)	104(7)

○助産師就業者数（単位：人）

（各年 12 月末現在）

区分 年	総数	看護師等 学校養成 所	県・保健 所	病 院	診療所	助産所				その他
						計	開設者	従業者	出張のみ による者	
平成30	539	34	8	333	128	29	20	9	-	7
令和 2	553	36	8	333	125	42	27	13	2	9
令和 4	560	31	16	342	125	32	23	9	-	14

○看護師、准看護師就業者数（単位：人）

（各年 12 月末現在）

区分 年	看・准別	総 数	看護師等 学校養成所	県・ 保健所	病 院	診療所	訪問看護 ステー ション	介護保険 施設等	その他
平成30	看護師	23,523 (1,400)	426 (22)	38	16,769 (1,265)	2,981 (22)	814 (24)	2,036 (58)	459 (9)
	准看護師	4,510 (163)	-	5	1,487 (87)	1,427 (21)	52 (1)	1,397 (43)	142 (11)
令和 2	看護師	24,240 (1,558)	423 (27)	54	16,973 (1,402)	3,110 (22)	949 (39)	2,098 (57)	633 (11)
	准看護師	4,151 (144)	-	-	1,265 (76)	1,323 (20)	54 (2)	1,311 (36)	198 (10)
令和 4	看護師	24,654 (1,610)	387 (30)	75	16,908 (1,387)	3,213 (30)	1,079 (72)	2,206 (79)	786 (12)
	准看護師	3,641 (130)	-	-	1,072 (65)	1,131 (16)	45 (4)	1,169 (36)	224 (9)

○二次保健医療圏の 50 歳未満の看護職員の構成割合（各年 12 月末現在）

医療圏 年	県南東部	県南西部	高梁・新見	真 庭	津山・英田
平成28	69.2	69.6	41.0	53.0	60.9
平成30	67.6	67.7	40.9	52.8	58.9
令和 2	66.8	65.5	41.1	52.5	57.5
令和 4	66.0	64.0	42.1	50.1	57.0

（注）・保健師助産師看護師法第33条の規定に基づく業務従事者届による。

・人口は、「都道府県別推計総人口」、「岡山県毎月流動人口調査」による。

・（ ）内数字は、男性再掲

ア 看護職員確保対策の推進

（ア）看護の心・看護の魅力の普及啓発

「病院の日・看護の日」及び「看護週間」をはじめ、小中高校生を対象とした出前講座、県内医療施設のガイドブックの作成等により、看護の心、看護の魅力など看護についての理解を深めるとともに、看護職を目指す人を増やし、魅力ある職場づくりによる看護職員の確保、未就業者の再就業を目的に普及啓発活動を行う。

（イ）養成力の強化

看護師等養成所が、指定規則や運営に関するガイドラインを遵守するよう、指導を行う。さらに、看護師等養成所の運営費補助、看護教員及び実習指導者の研修等を通して、医療の進歩に対応できる知識・技術を備えた質の高い看護職員の養成を支援し、県内就業の促進を図る。

（ウ）職場定着の推進

看護職員が働き続けることができるよう、乳幼児を有する看護職員のため病院等が設置する保育施設への助成や、就労環境改善研修事業を行うなど、看護職員の職場定着を促進する。また、早期の離職を防止するため、新人看護職員研修を行う医療機関への助成や研修責任者等を対象とした研修会を実施する。

（エ）再就業の促進

ナースセンター事業として、就業に関する相談・指導、看護技術講習会及び訪問看護師養成講習会等を開催するとともに、潜在化防止を目的とした離職時のナースセンターへの届出制度や、ハローワーク等と連携した求人求職相談業務等を充実することにより、未就業看護職員の再就業の促進を図る。

(オ) 資質向上

医療の高度化、在宅医療の推進等へ対応できる看護職員の育成、確保のために、訪問看護推進事業や他施設への出向による研修、専門性の高い看護師の養成支援等、生涯にわたる各種研修を体系的に実施する。

(カ) 地域偏在への対応

若い世代の看護職員の割合が著しく低い二次保健医療圏において、新たに採用する看護職員へ就職準備金を支給する病院等への支援や、中山間地域への看護職員確保のための体制づくりを進め、地域に必要な看護職員の確保を図る。

イ 衛生関係従事者試験免許

准看護師試験を法令に基づいて実施する。

5 安全・安心な医療の提供**(1) 医療機関等の指導検査**

県内の病院及び診療所に対して、適正な医療を行う場となるよう、医療従事者の確保、構造設備、管理体制等について、立入検査等により指導を行う。

また、県内の12衛生検査所（令和7年4月1日現在）に対し、検査精度の向上を図るため、岡山市及び倉敷市と連携して立入検査及び精度管理調査を実施する。

(2) 医療安全相談の実施

岡山県医療安全支援センター及び各保健所の相談窓口において、県民からの相談に応じる。

(3) 医師の働き方改革への対応

令和6年4月から「医師の働き方改革」関連法が本格施行となり、医師の時間外労働の上限規制等の適用が開始された。医師の働き方改革は、医師の健康を守り、医療の質・安全を確保する上で重要であることから、医療勤務環境改善支援センターや労働局等と連携しながら、医療機関への啓発や、労働時間短縮に向けた助言、指導等を行う。

また、地域医療確保のためにやむを得ず時間外労働の上限を特例水準に引き上げる必要がある医療機関については「特定労務管理対象機関」の指定を行うなど、法施行により医療提供体制の維持が困難とならないよう、必要な取組を行う。

6 医療費適正化の推進

急速な少子化と超高齢社会を迎える中、現在の国民皆保険制度を堅持し、生活の質の維持及び向上を図りつつ、今後の医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要がある。

このため、令和6年度に策定した「第4期医療費適正化計画」（令和6～令和11年度）に盛り込んだ「県民の健康の保持」と「医療の効率的な提供」に資する施策を総合的に推進する。

7 保健統計

人口動態調査や国民生活基礎調査、医療施設調査等を実施する。

○令和7年度に予定している主な調査は次のとおり。

毎月：人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告

5月：衛生行政報告例（令和6年度報告）

6月：国民生活基礎調査（世帯票・健康票・介護票）、地域保健・健康増進事業報告（令和6年度報告）

7月：社会保障・人口問題基本調査

《健康推進課》

1 健康づくりの推進

本県の健康増進計画である「第3次健康おかやま21」に基づき、個人の行動と健康状態の改善のため、バランスのとれた食生活や運動習慣の定着など生活習慣の改善を図る取組を行うとともに、がん、糖尿病など主要な生活習慣病の予防に取り組む。また、社会環境の質の向上を図り、すべての県民が生きる喜びを感じられる長寿社会の実現を目指す。

(1) 健康づくり対策

ア 第3次健康おかやま21推進事業

(ア) 第3次健康おかやま21の推進

「第3次健康おかやま21」を県民運動として展開するため、幅広い関係機関・団体等で構成する「健康おかやま21推進会議」を中心に、県民の健康づくりの取組を推進する。

(イ) 「いざ、健康づくり先進県岡山へ！」推進事業

健康寿命の延伸を阻害する本県に多い要因は何か、その要因はどの程度健康寿命に影響するのか、課題解決のためにどのような対策が必要か、といった観点から分析調査を実施するとともに、関与度の高い要因への対策を検討する。

(ウ) おかやま健康づくりアワード

9月のおかやま健康づくり月間にあわせ、職場や地域で健康づくり活動に積極的に取り組む団体の表彰やシンポジウムなどを実施し、県民や企業などが健康づくりに積極的に取り組む気運の醸成を図り、多様な担い手による健康づくりに向けた県民運動を展開する。

(エ) 健康生活環境整備事業

県民の健康づくりを支援するため、「敷地内全面禁煙実施施設認定事業」等により、受動喫煙のない環境整備に取り組む。また、自身の健康に対する関心の程度にかかわらず、自然に健康的な行動をとることができる食環境づくりを目指して、「おかやまからだ晴れ食サポート事業」を実施する。

・敷地内全面禁煙認定施設 1,113施設（令和7年3月末時点）

・おかやまからだ晴れ食サポーター登録数 59店舗（令和7年3月末時点）

イ 受動喫煙防止対策の推進（望まない受動喫煙のない岡山推進事業）

受動喫煙の防止については、改正健康増進法及び岡山県受動喫煙防止条例の周知徹底を図るとともに、喫煙年齢を迎える若者などに向けた啓発資材を活用し望まない受動喫煙のない岡山の実現を目指す。

(ア) 受動喫煙防止セミナー事業

受動喫煙対策の重要性や改正健康増進法及び岡山県受動喫煙防止条例に定められた受動喫煙防止対策について周知を図るため、県民・事業者等を対象にした講演会を開催する。

(イ) 受動喫煙対策促進事業

施設の受動喫煙対策が効果的に行えるよう、禁煙宣言施設の募集、新入社員やこれから社会に出て行く高校生・大学生を対象にした啓発資材の作成により、県民・事業者の望まない受動喫煙防止の取組を推進する。

・禁煙宣言施設 963施設（令和7年3月末時点）

ウ 禁煙（喫煙防止）対策の推進（禁煙支援促進等事業）

(ア) 若者等への禁煙環境整備事業

高校生や喫煙可能年齢となる大学生等を対象にたばこの害等に関する講義を行うとともに、啓発資材を作成・配布する。

(イ) COPD（慢性閉塞性肺疾患）重症化予防研修事業

かかりつけ医等へCOPDに関する研修を実施し、かかりつけ医等からの注意喚起を促進することにより、COPDの早期発見や重症化予防とともに、禁煙促進や喫煙抑制を図る。

エ アルコール健康障害対策事業

令和4年度に策定（令和5年度一部改定）した「第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、飲酒に伴うリスクに関する正しい知識を持ち、将来にわたっての健康の保持増進ができるよう普及啓発に取り組むとともに、アルコール健康障害を有する者及びその家族が円滑な生活を営むことができるよう、適切な支援につながる仕組みを確保する。

オ 糖尿病予防戦略事業

糖尿病等の生活習慣病発症予防のためには、働き盛り世代全体へのアプローチが重要であることから、市町村や職域などでの健康教室や講演会、研修会等を通じた啓発活動を推進する。また、健康づくりボランティアと連携して、糖尿病に関する正しい知識の普及と健診の重要性について普及啓発を行う。

カ 熱中症対策の推進

令和6年4月に改正気候変動適応法が施行され、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設の指定等の制度が創設されたところであり、県熱中症対策推進会議のもと、連携して県民に対する周知啓発などの熱中症対策に取り組む。

キ 健康づくり施設の運営

（ア）岡山県南部健康づくりセンター

保健所、市町村の健康づくり事業の支援や障害者等に対する健康増進施設機能を維持するため、指定管理者（（公財）岡山県健康づくり財団）により岡山県南部健康づくりセンターを運営する。

（イ）「健康の森」の管理

ふるさとの自然に親しみながら、心身の健康づくりを実現できる空間として、施設の維持管理及び利用促進を図る。

（2）食育の推進

ア 栄養改善対策

市町村は一般的な栄養指導業務を、県は給食施設等に対する指導や専門的知識を要する栄養相談業務、国民健康・栄養調査等を行うとともに、市町村の栄養指導業務が効果的に行われるよう支援を行う。

イ 食育ネクストステージプロジェクト

県民一人ひとりが自ら健全な食生活を実践できるよう、「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、食育活動を行う。県の食育の課題である減塩や野菜摂取量の増加、さらには、朝食を毎日食べる小中学生の割合の増加等に向けて、家庭や学校、地域、ボランティア等と連携し、地域の特性に応じた活動を展開する。

（3）国保ヘルスアップ支援事業

平成30年度から、県は国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町村とともに保険者としての役割を担っていることから、保健事業を含む医療費適正化に向けた取組を推進するため、糖尿病性腎症重症化予防研修会等を開催し、現状の把握や市町村好事例の横展開、市町村に対する指導・助言等を行う。

2 母子保健の推進

第9次保健医療計画等に基づき、母子に対する切れ目のない支援体制の構築に向け、施策を推進していく。

（1）思春期からの健康づくり支援の充実

中高生等の若い世代へ、妊孕性（にんようせい）をはじめとした妊娠、出産に関する正しい知識やプレコンセプションケアを普及するための啓発活動を行う。

また、思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し、様々な思春期の健康問題に対応していくスキルを身につけるため、赤ちゃんふれあい感動！体験事業や研修会等を実施する。

(2) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援

ア おかやま妊娠・出産サポートセンター事業

岡山大学病院におかやま妊娠・出産サポートセンターを設置し、妊娠や出産をはじめとする幅広い世代の女性の心と身体に関する相談に対応する。

イ 母子保健評価事業

各市町村の行う母子保健事業等について評価を行い、市町村が母子保健に関する課題に対し効率的、効果的に事業を実施できるよう支援するとともに、妊娠中からのハイリスク妊産婦への支援等が適切に実施できるよう支援する。

また、複雑多様化するニーズに対応し、より充実した母子保健サービスを提供するため、複雑困難事例に共に対応する等、市町村の母子保健活動の支援を行う。

ウ 産科・小児科・精神科と連携した母子支援

市町村が実施する妊婦健診や産婦健診（産後うつ病のスクリーニング検査を含む。）の受診後、心に不安を抱える妊産婦が、円滑に適切な支援、治療を受けられるよう、産科・精神科・小児科の医師や市町村等による全県ネットワークにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う。

エ 不妊治療対策

（ア）不妊専門相談センター

岡山大学病院に不妊専門相談センターを設置し、不妊・不育に関する医学的、精神的な相談に対応する。

（イ）不妊治療費助成事業、不育症検査費用助成事業

保険診療の対象となる生殖補助医療に助成を行う市町村への補助や、先進医療として実施された不育症検査費用の一部を助成し、経済的負担を軽減する。

オ 遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時における交通費支援事業

近隣に産科医療機関や分娩取扱施設がなく、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対し、交通費の助成を行う市町村へ補助を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

カ 産後ケア事業の体制強化事業

産後ケアの充実に向けた研修や産後ケアを実施する施設と市町村とのマッチング等を実施する。

(3) 子どもの健やかな育ちへの支援

ア 先天性代謝異常等検査事業

乳幼児の心身の異常を早期に発見し、早期治療による心身障害の予防を行うため、25疾患を対象に先天性代謝異常等検査を実施する。

イ 新生児マススクリーニング検査（拡大分）補助事業

重症複合免疫不全症（SCID）、B細胞欠損症（BCD）、脊髄性筋萎縮症（SMA）の3疾患を対象とした新生児マススクリーニング検査について、保護者へ検査費用の補助等を行い、早期発見、早期治療に結び付けることにより、未来を担う子どもたちの健全な発育を図る。

ウ 新生児聴覚検査事業

市町村が実施する自動聴性脳幹反応（自動ABR）による新生児聴覚検査事業が適切に実施できるよう研修等を行うとともに、新生児聴覚検査事業推進協議会を開催する等、精度管理に努める。

エ 子どもの健やか発達支援事業

市町村が実施する乳幼児健康診査や保健所で把握した障害児又はその疑いのある子どもの発育・発達等について、小児科医、児童精神科医による「子どもの発達支援相談」を実施し、育児困難感等がある親を対象に、育児不安の軽減や育児能力を高めるための支援を行う。

また、発育・発達に問題がある子どもや虐待のリスクのある家庭の地域支援について、市町村、医療機関、福祉関係機関等と連携し、支援方法を検討するとともに、関係職員の資質向上のための研修等を行うほか、併せて子どものメンタルヘルス向上を担う医師の育成等に取り組む。

オ 小児医療対策

市町村が実施する小児医療費助成事業について補助を行う。補助対象年齢は、通院が義務教育就学前まで、入院が小学校6年生までである。

カ こどもの心の診療ネットワーク事業

発達障害等様々な子どもの心の問題や被虐待児の心のケア等に対応するため、診療拠点病院を整備し、拠点病院を中心とした保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関が連携した支援体制ネットワークの構築を図る。

3 生涯を通じた歯の健康づくりの推進

歯と口の健康の維持・増進は、豊かな人生を送る上で欠かせないことから、「岡山県民の歯と口の健康づくり条例」及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づいて令和6年3月に策定した「第3次岡山県歯科保健推進計画」により、関係機関等と連携し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進する。

(1) 「第3次岡山県歯科保健推進計画」 歯科保健の推進体制

岡山県歯科保健対策協議会において、全県的な歯科保健施策についての協議を行い、

1201（イチニイマルイチ）運動及び8020（ハチマルニイマル）運動に取り組み、「第3次岡山県歯科保健推進計画」を推進する。

(2) 歯科保健医療の推進

ア 子どもの歯の健康づくり支援事業

むし歯に罹患しやすい6歳臼歯を中心にむし歯・歯周病を予防することは、将来の8020の達成につながるため、学校園等に歯科衛生士を派遣し、子どもたちに歯磨き指導を行い、教職員等と連携して、むし歯・歯周病予防施策を実施する。また、むし歯予防効果が高く、安全性が保たれ、かつ公衆衛生的手法として最適な集団フッ化物洗口を実施する。

イ 8020健康長寿社会づくり推進事業

歯科疾患を予防し、歯の喪失を防止することで、高齢期になっても何でもおいしく食べられ、ひいては生きがいにもつながる。このため、市町村等と連携した歯科保健施策に取り組む。

ウ 在宅歯科医療体制の充実

在宅療養者等が在宅で歯科治療が受けられるよう、歯科往診サポートセンターを設置し、在宅療養者とその家族、医科・介護職等からの歯科往診の要望に対して歯科医師の派遣調整のほか、県民からの口腔ケア等の相談に応じるとともに、歯科往診について普及啓発活動を行う。

エ フッ化物洗口事業の推進

むし歯予防効果が高く、特に永久歯に生え変わる5～12歳ごろに実施することが効果的なフッ化物洗口について、説明会の開催等によりフッ化物洗口を実施する施設の増加に取り組む。

オ 障害のある子ども(人)の歯科保健

身近な歯科医療機関で障害のある子ども(人)が定期的な歯科健(検)診を受けることができるよう、研修などにより人材育成を図る。また高度な歯科医療体制の充実に向けて関係機関と連携しながら検討を行う。

4 精神保健福祉施策の推進

適正な精神医療の確保と精神障害のある人の自立・社会参加の促進を図る。特に、令和6年4月策定の「第9次岡山県保健医療計画」及び令和6年3月策定の「第5期岡山県障害者計画」（第7期岡山県障害福祉計画を含む。）に基づいて、精神科病院からの地域移行を促進するとともに、地域における精神科医療連携体制と生活支援体制の充実を図る。

(1) 啓発活動及び地域精神保健福祉施策

ア 普及啓発事業

「精神保健福祉普及運動週間」を中心に正しい精神保健知識の普及を図り、県民の心の健康の保持増進に努める。

イ 精神保健相談

保健所において、精神科医師等による精神保健相談を行う。また、県精神保健福祉センターにおいて、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談に応じるとともに、自殺、ひきこもり、こころの健康相談を行う。

ウ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援事業

高次脳機能障害及びその関連障害のある人への理解の促進と支援の普及を図るため、支援拠点機関に相談コーディネーターを配置して専門的相談や生活上の支援を行うとともに、自治体及び医療機関の職員に対する研修等を実施する。

エ 自殺対策推進事業

令和3年3月に策定した「第3次岡山県自殺対策基本計画」に基づき、岡山県自殺対策連絡協議会を開催し、他機関とも連携した効果的な自殺対策を検討するとともに、県自殺対策推進センターによる保健所と連携した市町村への支援、関係機関職員や県民への研修及び普及啓発活動等を実施する。

また、多職種の専門家で構成する「子ども・若者対応アウトリーチチーム」により、自殺未遂歴があるなど市町村では対応困難な事例に対し早期介入や助言を行う。

さらに県及び市町村で地域の実情に応じた地域自殺対策強化事業を実施する。

オ 依存症対策総合支援事業

依存症について、その特性や専門医療機関の不足等から必要な支援を受けられていない現状があり「第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画」や策定中の「岡山県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」等に基づき、関係機関と連携した支援体制の整備を図る。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進

ア 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

精神科病院に入院している退院可能な精神障害のある人に対し、本人の意向を尊重しながら、関係機関が連携し、地域生活への円滑な移行及び安定した地域生活の実現を図るとともに、精神障害者を含む精神保健に課題がある人たちが地域で本人らしい暮らしができるように地域生活支援体制の構築を推進する。

イ 岡山県全世代型アウトリーチ事業

精神医療が必要と思われるが、受診困難や受診拒否により日常生活上の危機が生じている人を対象に、医師・保健師・精神保健福祉士等多職種の専門職で構成するチームを県精神保健福祉センターと一部の精神科病院に整備し、市町村や保健所等地域の支援者との連携のもと、子ども・若者世代を含めた対象者の状況に応じて、訪問等必要な支援を行う。

また、対象への支援を通じて保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図る。

ウ 地域移行促進センター事業

精神障害のある人からの相談に応じ、地域生活を維持・継続するために必要な援助及び助言を行うため、24時間電話相談及びホステル事業を実施する。

エ ひきこもり予防支援事業

ひきこもり対策の拠点として県精神保健福祉センター内に設置したひきこもり地域支援センターと保健所等関係機関が緊密な連携を図りながら、本人や家族の状況に応じた相談支援の充実を図るとともに、市町村等のひきこもり支援関係機関の取組を支援する。

また、ひきこもりの予防や支援のため、市町村等地域の関係機関による連絡会議を開催するとともに、社会復帰への足がかりとなるよう、居場所を提供する。

オ 入院患者社会復帰促進事業

精神科病院入院患者の社会復帰促進のため、住居確保を支援する居住支援法人が医療機関との連携により住居確保の支援を行った際に要した経費を補助する。

また、物件を所有する不動産関連事業者を対象としたセミナーを実施し、精神障害に対する正しい知識の普及と理解の促進を図り、住居の確保につなげる。

カ 早期退院促進事業

岡山県内（岡山市を除く。）の精神科病院の入院者のうち、特に入院中の精神科病院以外の者との交流が途絶えやすくなることが想定される者からの希望に基づき、訪問支援員が精神科病院へ訪問し、入院者の気持ちや体験を丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供を行うことで、入院者の孤独感や自尊心低下を解消することにより、円滑な治療を促し、患者の早期退院につなげる。

（３）医療及び保護対策

ア 入院医療制度

県内の精神科病院は、14 病院、2,443 床（令和 7 年 4 月 1 日現在。岡山市を除く。）となっているが、入院患者の人権に配慮した適切な医療が提供されるよう、精神保健福祉法の改正により令和 6 年度から義務化された、これらの病院の業務従事者等からの虐待通報への対応や、実地指導・実地審査を実施するとともに、精神医療審査会において、病院から提出される定期病状報告書等及び入院患者等からの退院等請求に基づき入院の必要性や処遇を審査し、必要な指導等を行う。

イ 自立支援医療費（精神通院医療）公費負担制度

精神障害の適正な医療の普及を図るため、通院医療に要する費用について、障害者総合支援法に基づき、その費用の原則 9 割を医療保険と公費で負担する。なお、自己負担については、所得区分等に応じ、軽減措置が設けられている。

ウ 精神科救急医療システム

休日・夜間に精神障害のある人が緊急な対応を必要とする場合に、精神科救急情報センターにおいて、相談・情報提供や応急入院指定病院等との連絡調整を行うほか、病院群輪番制による休日・夜間の診療体制により、迅速かつ適切な医療を提供する。

エ 医療費助成制度

精神障害のある人が、身近な地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくりの一方策として、令和 7 年度から「県障害者医療費公費負担制度」に精神障害者の枠組みを追加し、医療費の助成を行う市町村へ補助を行う。

（４）県精神保健福祉センター（メンタルセンター岡山）

精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を担っている。

特に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村、保健所、センターの三重構造を基本とし、保健医療福祉の地域支援者の技術支援、人材育成、支援体制整備を行うとともに、アウトリーチ支援、ひきこもり、依存症、自殺ハイリスク者など困難事例に対し、専門性を生かした相談支援を市町村・保健所と協働し実施する。

また、精神医療審査会事務や自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳の支給認定事務など精神障害者の人権や医療福祉に関わる業務を行う。

（５）地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

平成 19 年度に地方独立行政法人化して以来、精神科救急医療、児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、司法精神科医療など、高度で専門的な政策的医療に積極的に取り組んでいる。また、災害発生時には、災害拠点精神科病院として県内の精神科医療を維持することとしている。

令和 4 年度からの第 4 期中期計画においては、県の精神科医療の中核病院として、より治療効果の高い先進的な医療を提供するとともに、24 時間 365 日断らない精神科救急の実施など、公的病院として求められる医療を推進するほか、新たな感染症発生時には、精神疾患を有する感染者の受け入れを行うなど、県の要請に積極的に対応することとしている。

5 地域における健康づくりの推進

(1) 健康づくり地区組織の育成・強化

ア 岡山県愛育委員連合会（愛育委員）

愛育委員は、すこやか育児の推進等母子保健を中心に、生活習慣病・感染症等の予防、歯科保健、思春期保健、精神保健、献血活動、禁煙運動の推進等、住民の生涯にわたる健康づくりを目指して、地域の健康づくりボランティアとして活動している。

イ 岡山県栄養改善協議会（栄養委員）

栄養委員は市町村が実施する栄養教室を修了した地域のボランティアで、「私達の健康は私達の手で～のばそう健康寿命 つなごう郷土の食～」をスローガンに、食事、運動、休養等の面から地域の健康づくりを支える活動を行っている。

《疾病感染症対策課》

1 感染症対策の推進

岡山県感染症予防計画に基づき、感染症発生動向調査の体制を整備し、情報発信機能を強化するなど、正しい知識の普及啓発や医療体制の整備等を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の施策を感染症対策委員会等と連携して実施するとともに、感染症発生時には、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応を行う。

また、岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう新型インフルエンザ等感染症危機の発生に備える。

(1) 感染症予防計画の推進

ア 感染症発生動向調査事業

一類～五類感染症の発生状況について、その情報を収集、分析し、感染症情報センターから関係機関及び県民に対して積極的に情報発信することにより、感染症の発生予防及びまん延防止に努める。

インフルエンザや腸管出血性大腸菌感染症は、幼児や高齢者では重篤になる例があることから、流行を早期に把握して、注意喚起等必要な対策を講じることにより、施設等でのまん延防止に努める。

イ 感染症患者等移送ネットワークの強化

新感染症、一類・二類感染症、新型インフルエンザ等感染症等重大な感染症の発生時において、県、感染症指定医療機関及び消防機関が相互に連携・協力し、迅速かつ適切に患者を移送できる全県的な移送体制の強化を図る。

ウ 感染症に係る医療提供体制の確保

平時から流行時に対応できる医療提供体制を確保するため、医療機関と医療措置協定を締結するとともに、新興感染症の発生及びまん延に備えた研修・訓練を実施する。

(2) 新型インフルエンザ等対策

ア 岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画の推進

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、医療提供体制や検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。また、国の備蓄方針に基づき、個人防護具及び抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、新型インフルエンザ発生時の対応に万全を期す。

イ 岡山県感染症対策ネットワークの活動の推進

新興感染症に備えるため、令和6年6月に設置した岡山県感染症対策ネットワークを活用しながら、情報収集分析体制の検討や専門的人材の育成・確保を進める。

(3) 麻しん、風しん対策

麻しんの排除状態の維持、風しんや先天性風しん症候群の排除を早期に達成するため、抗体検査や予防接種の推奨等、普及啓発、発生時の迅速な対応等に努める。

(4) 肝炎対策

ア 肝疾患診療地域連携体制強化事業

県肝疾患診療連携拠点病院として、岡山大学病院を指定し、病院内に肝炎相談センターを設置して、患者等の相談体制の確保、市町村等への技術支援に取り組む。

イ 検査体制の充実

保健所での無料相談・無料検査や肝炎専門医療機関での無料検査を実施する。また、地域や職域において検査を勧奨する人材として、「地域肝炎対策サポーター」を養成することにより、肝炎患者の早期発見・早期治療を進める。

ウ 肝炎治療の促進

B型、C型ウイルス性肝炎の治療に係る医療費を助成し、将来の肝硬変、肝がんの予防を図る。

- エ 肝炎陽性者に対するフォローアップ
肝炎ウイルス陽性者に検査費用の助成等により受診勧奨を行い、重症化予防を図る。
- オ 肝がん・重度肝硬変治療研究の促進
肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者に対し、医療費の負担軽減を図りつつ、臨床データを収集し、治療研究の促進を図る。

(5) 結核対策

- ア 健康診断及び予防接種の推進
定期健康診断と予防接種（ＢＣＧ）の大切さについて、市町村等と協力して普及啓発を進めるとともに、受診率と接種率の向上に努める。
- イ 結核管理の徹底及び病原体サーベイランスの推進
保健所に届出及び登録された結核患者については、治療中のみならず結核登録削除の基準に該当するまで、病状の経過や受療状況等について確実に把握する。
また、菌株の確保とその検査結果を積極的疫学調査等に活用しやすくするための体制を整備する。
- ウ 適正医療の普及
感染症診査協議会において患者の治療状況、入院（勧告・措置）、就業制限、医療費の公費負担申請等について審議し、適正医療の確保に努める。
- エ 施設内（院内）感染防止対策の推進
高齢者が集団で生活する施設や、学校等の結核感染予防対策の取組強化を図る。
また、「岡山県結核定期健康診断補助金」の積極的な活用を促していくほか、施設職員等を対象とした研修会を開催する。
- オ ＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）の推進
服薬支援機能等を持つ全県統一の「岡山晴れ晴れＤＯＴＳ手帳」を全結核患者に導入し、保健所を拠点とし、患者の背景及び地域の実情に応じて、各関係機関連携の下に、患者の治療成功を目指して、服薬支援を行うＤＯＴＳの推進に取り組む。
- カ 医療連携体制の構築
岡山県結核診療連携拠点病院及び岡山県結核診療基幹病院を中心とし、身近な地域で病態に応じた医療を受けられる体制の確保を図る。
２つの拠点病院において、地域の結核医療の向上・普及のため結核医療相談・技術支援センターを設置し、医療関係者からの結核医療に関する相談対応や技術支援を行うとともに、研修等を行う。
- キ PMH連携
デジタル庁が行う各種医療費助成制度の受給者証をマイナンバーカードと一体化する取組に参加することで、患者及び医療機関の負担軽減を図る。

(6) おかやまエイズ感染防止作戦の推進

- ア 受けやすい検査
全保健所で無料匿名のエイズ検査（備前・美作保健所では即日検査）を実施するとともに、エイズ治療拠点病院や身近なクリニックで自己負担一律1,000円のエイズ検査等を実施する。
- イ 戦略的な普及啓発
ハイリスク者（MSM：男性間で性交渉を行う者等）に対象を絞り込み、関連団体等と連携し、分かりやすく、持ち帰りやすい検査啓発カード等で受検勧奨を行う。
また、県広報の活用やマスコミへの働きかけを積極的に実施するとともに、ＨＩＶ検査普及週間（６／１～６／７）や世界エイズデー（１２／１）を中心とした前後の日を重点実施期間として普及啓発等を進める。
- ウ 関係者の連携強化
エイズ医療等推進協議会を開催し、総合的な対策について協議するとともに、エイズ医療提供体制の推進を図る。

(7) 性感染症対策

- 性感染症、特に梅毒のまん延が危惧されており、梅毒対策においては、若い世代の共感を呼ぶバーチャルインフルエンサーを作成し、行政からの情報をわかりやすくＳＮＳ等を通

じ発信するなど、重点的な取組を実施する。また、保健所・支所において、匿名・無料で梅毒・性器クラミジア感染症の検査を実施するとともに、早期発見・治療のための体制強化や診療科を超えた連携の推進、啓発資材等の活用により、正しい知識の普及やハイリスク者への検査受診勧奨等に努める。

(8) 子宮頸がん予防対策

H P Vワクチンの積極的接種勧奨が中断されていた影響が大きく、勧奨差控え前の接種水準まで回復していないことから、若い世代の共感と呼ぶバーチャルインフルエンサーを作成し、行政からの情報をわかりやすく S N S 等を通じ発信する。産婦人科医等の専門家を授業や学校講演会等に派遣し、正しい知識の普及を図る学校出前講座を開催する。キャッチアップ接種について、市町村等と連携し、様々な啓発機会を通じて、期間延長を周知する。

(9) 予防接種対策

市町村、県医師会等関係機関と連携し、定期接種の接種率の向上と利便性の高い予防接種実施体制の整備に努める。

また、岡山県予防接種センターの運営により、県民が安心して予防接種を受けられる体制を強化する。

(10) 感染症に係る検査体制の整備

地方衛生研究所である岡山県環境保健センターにおいて、国立健康危機管理研究機構（J I H S）と連携を図りながら、各種感染症の起因となる細菌・ウイルスに係る検査を実施し、県内の感染症の発生動向について調査・研究を行う。

(11) ハンセン病問題対策

ア 岡山県ハンセン病問題対策協議会の設置

ハンセン病問題対策協議会を開催し、偏見・差別の解消のための普及啓発や療養所全体としての社会復帰の支援についての具体的な対策の協議を行う。

イ 普及啓発

入所者による語り部講演会やDVD、小冊子、ホームページ等を活用した普及啓発を進めるとともに、入所者と学校や団体等との交流を促進する。また、6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせたパネル展等を開催する。

ウ 療養所全体としての社会復帰の支援等

地域との交流を推進することにより、療養所全体としての社会復帰を推進するとともに、社会復帰者に対しては、医療費、介護費、住宅費の助成により支援を行う。

また、全国各地の療養所の本県出身入所者を訪問するとともに里帰りの支援を行う。

2 がん対策の推進

「岡山県がん対策推進条例」及び「第4次岡山県がん対策推進計画」（令和6～令和11年度）に基づき、「がん予防・がん検診の充実等による罹患率・死亡率の減少」、「切れ目のない医療提供体制の整備、全てのがん患者とその家族等の苦痛の軽減並びに療養生活の質（Q O L）の維持向上」及び「がんになっても安心して生活し、がんとともに自分らしく生きることのできる地域共生社会の実現」を全体目標に、総合的ながん対策を推進する。

(1) がん予防対策の推進

がんの早期発見・早期治療のため、市町村や愛育委員等と協働して、がん検診の重要性やがんについての正しい知識の普及啓発を行い、がん検診の受診率向上に努める。また、乳がん、子宮頸がん検診について、検診対象年齢初年度の女性に対し、クーポン券等を配布し受診勧奨するとともに、5がん検診の精密検査未受診者に対し、個別の受診再勧奨を行う「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」などの市町村事業を支援する。さらに、がん精密検診結果収集管理事業等のデータを活用したがん検診の精度管理を行う。

(2) がん医療の連携強化

がん診療連携拠点病院や地域がん診療病院、がん診療連携推進病院と、地域のかかりつけ医との連携を推進する。

○がん診療連携拠点病院等の状況

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	県 計
県・地域がん診療連携拠点病院	5	2	—	—	1	8
地域がん診療病院	—	—	1	1	—	2
がん診療連携推進病院	2	1	—	—	—	3

(3) 治療と仕事の両立支援

がん患者が治療と仕事を両立できるよう、民間事業者に対する研修会を開催するとともに、がん相談支援センターの認知度を高め、利用の促進を図る。

(4) 小児・AYA世代のがん患者への支援

がん等の治療により、生殖機能に影響を及ぼし、妊孕性が低下もしくは失われる場合があることから、小児・AYA（思春期・若年成人）世代のがん患者等が、将来子どもを持つことの希望を繋ぐため、妊孕性温存治療の費用の一部を助成する。

(5) アピアランスケア等のがん支援体制の強化

がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者は増加しており、治療による外見の変化に対するサポートの重要性が高まっていることから、ウィッグや乳房補正具等の購入費助成や、オンライン相談支援の体制整備等により、がん患者を支援する。

3 循環器病対策の推進

脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下、循環器病）の対策について、「第2次岡山県循環器病対策推進計画」（令和6～令和11年度）に基づき、「平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を基本方針に、総合的かつ計画的に循環器病対策を推進する。

(1) 脳卒中の医療連携体制整備

急性期、回復期、維持期の経過に応じた医療機能の要件に基づく届出により、県内医療機関の連携体制を整備しており、脳卒中の発症後4.5時間以内にt-P A療法等の専門的な治療ができる超急性期の15医療機関を中心に、県内の円滑な医療連携体制の構築を図る。

(2) 急性心筋梗塞等の医療連携体制整備

急性期、回復期、再発予防の経過に応じた医療機能の要件に基づく届出により、県内医療機関の連携体制を整備しており、併せて急性心筋梗塞及び心不全の医療連携パスの更なる運用拡大を図るなど、医療提供体制の構築を進める。

(3) 循環器病の包括的な支援体制の整備

循環器病に関する専門的な知識を有し、情報提供等の中心的な役割を担う脳卒中・心臓病等総合支援センターと連携し、患者・家族等への相談支援、予防等に関する普及啓発、医療従事者への研修会の開催等により、循環器病の支援体制の充実を図る。

《生活衛生課》

1 生活衛生営業等の衛生確保

県民の日常生活に密接に関係するサービス等を提供する飲食業、理・美容業やクリーニング業等の生活衛生関係営業（以下：生衛業）については、全般に零細で、営業基盤も脆弱であり経営環境は厳しい状況にある。

県では、自主管理の推進と効率的な監視指導を実施するとともに、（公財）岡山県生活衛生営業指導センター（以下：指導センター）及び12業種の生活衛生同業組合（以下：生衛組合）と連携して、こうした生衛業の経営の合理化、施設の近代化等の指導に努め、公衆衛生の維持向上を図る。

また、公衆浴場確保対策、建築物衛生対策及び家庭用品安全対策等を実施する。

（1）生活衛生営業者対策

ア 経営安定の指導

- ・ 営業者を対象とした経営管理、施設の近代化、衛生措置の遵守等に係る講習会を開催する等、指導センターを通じて生衛組合を育成指導する。
- ・ 日本政策金融公庫資金融資制度の積極的な利用を推進するため、指導センターと各生衛組合を通じて、融資の斡旋指導を行う。
- ・ 生衛業の振興を計画的に実施するため、関係生衛組合に対し、振興計画の積極的な推進を指導する。また、消費者保護の施策として標準営業約款制度（クリーニング業、理・美容業、めん類飲食店及び一般飲食店）の普及促進に努める。

イ 監視指導

関係法令に基づき、効率的な監視指導を実施するとともに、営業者の自主管理を積極的に推進することにより、生衛業の施設整備と衛生水準の維持向上に努める。

また、「岡山県生活衛生営業関係（理容師法・美容師法・クリーニング業法）行政処分指針」に基づき法令遵守指導の一層の強化を図る。

（2）一般公衆浴場確保対策

ア 入浴料金

一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により知事が指定しており、指定にあたっては、公衆浴場経営実態調査を行うほか岡山県公衆浴場入浴料金審議会に諮問し、その答申を得ることとされている。

○一般公衆浴場入浴料金統制額（令和4年12月1日改定）

大 人	中 人	小 人
450円	200円	100円

イ 確保対策

一般公衆浴場の経営の安定化及び確保対策のために、設備改善、経営安定の助成措置を行う。

（3）公衆浴場及び旅館の入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策

公衆浴場法施行条例・旅館業法施行条例に基づき入浴施設への立入検査を実施するとともに、水質検査結果に基づく衛生管理指導を通じてレジオネラ症の発生防止に努める。

また、入浴施設においてレジオネラ属菌が検出された場合には、「公衆浴場等におけるレジオネラ属菌対応要領」及び「公衆浴場法に基づく行政処分取扱要領」に基づき衛生管理指導の一層の強化を図る。

(4) 建築物衛生対策

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づき、多数の人が利用する特定建築物の適正な維持管理の実施について指導する。

また、建築物清掃業等 8 業種の営業者について登録事務及び指導を行う。

(5) 家庭用品安全対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、県内各地において試買検査を実施し、県民の健康保持に努める。

(6) 室内空気汚染物質対策

住まいに起因した健康障害は、「シックハウス症候群」、「アレルギー疾患」等多岐にわたっており、保健所において、県民からの室内空気汚染に関する相談に応じ、関係機関と連携し、的確なアドバイスを行う。

(7) 養成施設の登録及び指導

「調理師法」及び「製菓衛生師法」並びに「理容師法」及び「美容師法」に基づき、調理師・製菓衛生師養成施設並びに理容師・美容師養成施設の登録及び指導を行う。

○調理師養成施設（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設名	所在地	総定員	指定年月日
西日本調理製菓専門学校	岡山市北区大供 3 丁目 2-18	昼間 150 名	S43. 10. 1
おかやま山陽高等学校	浅口市鴨方町六条院中 2069	昼間 135 名	S61. 2. 10
岡山県立津山東高等学校	津山市林田 1200	昼間 120 名	S63. 3. 4
専門学校岡山ビジネスカレッジ	岡山市北区岩田町 3 番 22 号	昼間 60 名	H29. 3. 28

○製菓衛生師養成施設（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設名	所在地	総定員	指定年月日
西日本調理製菓専門学校	岡山市北区大供 3 丁目 2-18	昼間 120 名	H14. 2. 4
専門学校岡山ビジネスカレッジ	岡山市北区岩田町 3 番 22 号	昼間 70 名	H17. 9. 13
おかやま山陽高等学校	浅口市鴨方町六条院中 2069	昼間 120 名	H21. 12. 9

○理容師及び美容師養成施設（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設名	所在地	総定員	指定年月日
岡山県理容美容専門学校	岡山市北区大元 2-6-5	理容 80 名 通信 120 名 美容 280 名 通信 198 名	H10. 4. 1
岡山県立岡山聾学校	岡山市中区土田 51	理容 32 名	H28. 1. 6
専門学校岡山ビューティモード	岡山市北区昭和町 3 番 12 号	美容 240 名 通信 240 名	H14. 3. 25
専門学校倉敷ビューティーカレッジ	倉敷市寿町 10-5	美容 160 名 通信 180 名	H13. 3. 29

(8) 遊泳用プール衛生確保対策

学校を除く 100 立方メートル以上の遊泳用プールについて、「岡山県遊泳用プール指導要領」等に基づき、県民が衛生的かつ安全にプールを利用できるよう、営業者の自主管理を促すとともに、水質検査を実施し衛生管理指導を行う。

(9) 衛生関係従事者試験免許

ア 衛生関係従事者試験

調理師、製菓衛生師及びクリーニング師試験について、それぞれの法令に基づき、実施する。

なお、調理師試験については、平成 28 年度から（公社）調理技術技能センターに委任し実施している。

イ 衛生関係従事者免許

調理師、製菓衛生師及びクリーニング師の免許は、県知事免許であり、試験合格者等に対して申請に基づき交付する。

2 宿泊施設の適正な運営確保

旅館業及び住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、営業者及び事業者からの許可・届出受理を行うとともに、営業者及び事業者が責務を着実に果たすよう指導監督を行う。

なお、住宅宿泊事業の届出を行うことなく宿泊業を行った者及び届出済の住宅宿泊事業者にあつて 180 日を超えて宿泊事業を行った者は、旅館業法の無許可営業に該当するため、「旅館業法に基づく行政処分要領」に基づき適切な指導・行政処分等を行う。

3 食の安全・安心の確保

腸管出血性大腸菌による食中毒をはじめ、食品に起因する健康危害のリスクを低減するためには、食品等事業者に対する監視指導や試験検査を強化するとともに、消費者である県民へ食中毒予防の正しい知識を普及することはもちろん、県民、食品関連事業者等もそれぞれの責務や役割を果たしながら、食の安全・安心のための施策を一体的に展開・推進することが重要である。

(1) 監視指導、検査等

「令和 7 年度岡山県食品衛生監視指導計画」に基づき、各保健所及び食肉衛生検査所が、食品関係施設への監視指導、食品等の試験検査及びと畜検査等を実施する。

ア 監視指導の実施

監視指導の対象施設は、社会的に影響の大きい営業施設や広域流通食品等事業者などの重点的監視対象施設、その他の一般監視対象施設、届出施設の 3 つに区分を設定し、施設の規模や業種に応じた監視指導を行うとともに、H A C C P に沿った衛生管理の定着を図る。

また、時期や対象施設を定め集中的に監視を行う各種一斉取締り等を実施する。

イ リスクの高い食中毒対策

重篤な健康被害を引き起こす腸管出血性大腸菌やカンピロバクター食中毒発生防止策を強化するため、事業者に対して食肉等の取扱状況を確認する他、生食のリスクについて周知を図るとともに、営業施設におけるノロウイルス食中毒防止策の徹底を指導する。また、県民に対しては、ふぐの素人調理による食中毒を防止するため、ふぐ毒の危険性を周知するなど、家庭における食中毒の予防方法についての啓発を行う。

ウ 食品等の試験検査

細菌数、食品添加物、残留農薬等の検査を実施し違反食品の排除に努めるとともに、迅速に食中毒の病因物質を検出するために遺伝子検査を実施し、健康危機に的確に対応する。

○食品等の収去検査状況（令和7年3月末現在）

区 分	収 去 検体数	検査区分	理 化 学 検 査		細 菌 検 査		計	
			項目別 検査数	不適	項目別 検査数	不適	項目別 検査数	不適
食品・容器等	1,898	規格基準	35,712	0	614	2	36,326	2
		その他	228	0	5,350	0	5,578	0
		計	35,940	0	5,964	2	41,904	2

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

エ 違反発見時の対応

食品衛生法に違反する事実が認められた場合には、「食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領」に基づき、適正かつ厳正な行政措置を講じる。

なお、行政処分を行った場合は、危害拡大防止等を考慮した公表を行う。

オ 食中毒等健康危害発生時の対応

「岡山県食中毒対策要領」等に基づき、平常時の体制整備を図るとともに、発生時には迅速かつ的確な調査を行い、原因施設に対する営業停止命令等の行政処分を行う。

(2) 相談対応、情報提供等

ア 食品等に関する苦情・相談への対応

食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例第19条に基づく県民からの申出を含め、食の安全相談窓口（5保健所、県庁くらし安全安心課、生活衛生課の7機関）へ寄せられた相談、苦情等について、すみやかに調査等を行い、原因究明と再発防止を図る。調査の結果、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる場合等は、必要な情報を公表する。

イ 県民への情報提供及び普及啓発

食の安全に関する知識や情報等を県のホームページへ掲載するほか、SNS等の各種広報媒体の活用により、普及啓発を効果的に実施する。また、講習会の開催等により、衛生知識の普及に努める。

ウ リスクコミュニケーションの推進

食品の安全確保に対する県民の不安を払拭し、食の安心を定着させるため、県民、食品関連事業者、県関係者が情報提供や意見交換を行う。

(3) 食品等事業者による自主的な衛生管理体制の推進

原則全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められており、食品衛生法に規定された事業者としての責務が果たされるよう、規模・形態等に応じた衛生管理体制について指導・助言等を行う。

また、(一社)岡山県食品衛生協会との連携を強め、食品衛生指導員による食品関係施設の巡回指導・自主検査の励行等の実施について指導を行うとともに、業界の自主管理体制を充実するため、業界組織の指導・育成に努める。

○食品衛生指導員等の活動状況（令和7年3月末現在）

年 度	指導員数	巡回指導件数	自主検査件数
令和 元	439	24,495	208
2	427	21,504	214
3	428	17,540	183
4	371	15,001	165
5	383	14,529	173
6	367	14,125	206

※ 岡山市及び倉敷市分を除く

4 動物の愛護と管理

すべての県民が動物は「命あるもの」であることを認識し、人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現を目指した「岡山県動物愛護管理推進計画（令和3～12年度）」に基づき、動物愛護思想の普及啓発、動物の飼い主への適正飼養指導、第一種動物取扱業者に対する監視指導、人と動物の共通感染症対策等、さまざまな施策を総合的かつ計画的に実施する。

特に、殺処分される不幸な犬や猫の削減を重要課題とし、引取り拒否要件の厳格運用、終生飼養や繁殖制限措置、マイクロチップの装着等による所有者明示措置、譲渡事業等の取組を強化、推進する。

（１）動物愛護業務

ア 飼い主のモラルの向上と適正飼養の普及

犬のしつけ方教室等の開催及び広報紙・ホームページへの情報掲載等により、飼い主のモラル向上と適正飼養の普及に努める。

○教室等参加者数(令和7年3月末現在)

しつけ方教室		ふれあい教室		犬と猫の譲渡会		
講習会	実技	センター内	出張	講習会	譲渡会	譲渡動物
199 人	616 人	1, 256 人	255 人	403 人	508 人	383 匹

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

イ 普及啓発

動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めるため、(公財)岡山県動物愛護財団、(公社)岡山県獣医師会等と協働し、動物愛護フェスティバル、動物愛護週間（9月20日～26日）行事、動物ふれあい教室等を開催し、啓発を図る。

ウ 犬・猫の譲渡事業等の強化

ホームページへ掲載する収容動物情報の充実、SNS活用等情報発信の工夫、犬・猫の譲渡会の開催、ボランティア譲渡の推進等により犬・猫の殺処分率の減少を図る。

エ 負傷動物への対応

道路や公園など公共の場所で負傷した飼い主不明の犬や猫を収容するとともに、獣医師会と連携して治療を実施する。

オ 動物愛護推進員等との協働

動物愛護推進員を対象とした研修会等を開催し、繁殖制限についての助言や譲渡のあっせん等、地域に根ざした動物愛護活動の推進に努める。

また、動物愛護推進員の委嘱や活動の支援に関する協議を行うため、岡山県動物愛護推進協議会を開催する。

カ 飼い主のいない猫対策

市町村、地域住民に対して地域猫活動を周知するとともに、域猫活動を推進する事業を実施する。

(2) 動物管理業務

ア 飼い主からの犬・猫の引取り

犬・猫の引取りを求められた場合は、引取り拒否要件の厳格運用に努めるとともに、終生飼養や繁殖制限措置の指導を行う。なお、相当な事由があると認められる場合のみ、動物愛護センターで引取りを行う。

○犬猫の引取り頭数等の年度別推移（令和7年3月末現在）

年度 区分		令和2	3	4	5	6
犬	引取り	15	35	22	13	24
	飼い主不明	185	174	214	199	211
	殺処分	11	4	7	15	15
猫	引取り	15	10	20	44	16
	飼い主不明	309	229	231	202	259
	殺処分	62	55	60	52	47

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

イ 動物取扱業、特定動物飼養者への監視指導

ペットショップなどの第一種動物取扱業者に対し、動物の管理方法等について飼養管理基準に沿った飼養管理を行うよう監視、指導する。特に、犬猫等販売業者に対しては、犬及び猫へのマイクロチップの装着及び登録を適切に実施するよう指導する。

また、ニホンザル等特定動物の飼養又は保管施設に対し、適正飼養を指導する。

ウ 野犬等による危害発生の未然防止

野犬及び飼い主不明犬について、警察、市町村及び地元住民等関係者の協力を得ながら、保護収容に努め、咬傷事故等危害発生の未然防止を図る。

エ 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

市町村が実施する犬の登録と狂犬病予防注射の推進のため、市町村に助言等を行う。また、獣医師会に対しては、犬の登録制度等の普及啓発等を行う。

オ 人と動物の共通感染症対策

人と動物の共通感染症の発生等の際は、保健所と協力して、感染動物の流通調査等を行う。また、感染予防のための動物との正しい接し方等の知識について、ホームページ等により普及啓発に努める。

(3) 災害時のペット対応

災害時のペット対応について、「岡山県災害時動物対応要綱」等に基づき、市町村職員や一般県民に対し、意識の向上を図るための普及・啓発活動を実施する。

(4) 情報提供

人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現を目指し、動物虐待等の禁止及び動物の習性をよく理解した上での適正な取扱い等を県民に普及啓発するため、各種媒体による情報提供を行う。

5 化製場等の衛生対策

「化製場等に関する法律」に基づき関係施設に対して計画的に立ち入り検査を実施し、適正な管理を指導する。

また、死亡獣畜の埋却に関する事務については、埋却の許可等が適切に行われるよう市町村等を指導する。

6 水道の整備

水道は、生活に不可欠なライフラインであるとともに、社会的・経済的活動を支える重要な基盤施設である。

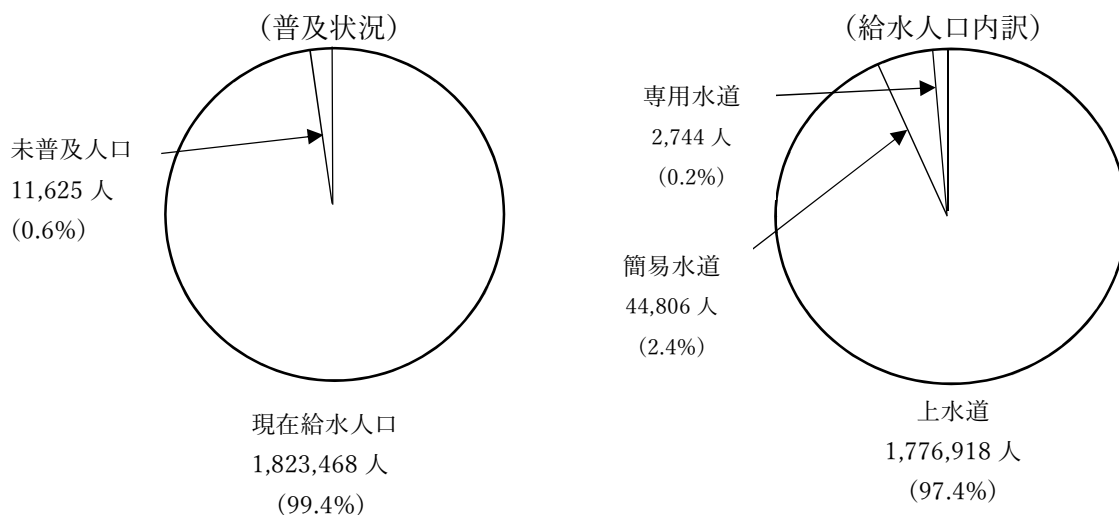
令和7年4月1日現在、県内には124の水道事業（上水道事業24・簡易水道事業36・専用水道60・水道用水供給事業4）があり、安全でおいしい水を安定的に供給できる水道の整備が進められている。

（1）水道の普及・基盤強化

本県の水道は、令和5年度末現在、普及率99.4%、給水人口は約182万人となっている。一方、人口減少・節水等により、水需要は横ばいあるいは減少傾向にあり、料金収入が減少するなか、増加していく老朽化施設の更新や耐震化等の災害対策など様々な課題への対応が求められている。

このため、地域の実情に合わせ、上水道や簡易水道の統合等を促進し、市町村の区域を越えた多様な広域連携や官民連携の推進等を通じ技術的、財政的な基盤強化を図る。

また、アセットマネジメントの実践を通して、施設の更新や耐震化を計画的かつ効果的に実施していく。



県内総人口 1,835,093 人

※1. 令和5年度末現在

※2. 県内総人口は毎月流動人口調査による

（2）水資源の有効利用

県内に計画された水資源の開発により、苫田ダム等に確保された安定的水資源を、長期的展望に立ち、計画的に有効利用を図る。

（3）水道広域化の推進

水資源の有効利用、施設整備における重複投資の防止、技術的・財政的な基盤の強化、水道水の安定した供給、料金格差の是正等を図る上で、水道の広域化は有効な手段である。

そこで、県全体の長期的な水需要の見通しのもとに水道整備の基本方針を定めた「岡山県水道整備基本構想」及び基本構想を具体化した「岡山県広域的水道整備計画」に基づき、将来の水需給状況を見据え、計画的・段階的に水道の広域化を進める。

また、令和元年10月1日に施行された改正水道法では、都道府県の責務として、水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととされており、県では「岡山県水道広域化推進プラン」を令和5年1月に策定した。

引き続き、広域化に向けた課題を検討する中で、水道事業者等が抱える課題を共有し、様々な手法の広域化を模索しながら、可能なものから順次着手する。今年度から、衛星を活用し

た漏水調査を市町村と共同で委託することにより、維持管理の高度化・効率化を図り、調査結果を活用した適切な予防保全や耐震化を含めた効率的な施設の更新に繋げ、市町村の基盤強化の取組を支援する。

○水道広域化施設

施設区分		吉井川系			高梁川系
		岡山浄水場系	津山第1浄水場系	津山第2浄水場系	総社浄水場系
取水施設	位置	岡山市東区寺山	津山市中島	津山市草加部	総社市井尻野
	能力	141,920 m ³ /日	37,600 m ³ /日	10,000 m ³ /日	38,900 m ³ /日
浄水施設	位置	岡山市東区寺山	津山市小田中	津山市草加部	総社市井尻野
	方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	緩速ろ過
	能力	136,100 m ³ /日	35,700 m ³ /日	9,500 m ³ /日	37,000 m ³ /日
	整備能力	90,734 m ³ /日	17,500 m ³ /日	9,500 m ³ /日	23,548 m ³ /日
送水施設	中継ポンプ	7箇所	6箇所	—	8箇所
	調整池	9箇所	9箇所	1箇所	7箇所
	送水管路	108 km	110 km	2 km	128 km

○給水対象及び計画給水量

給水対象		計画給水量(m ³ /日)	給水対象		計画給水量(m ³ /日)
吉井川系	岡山市	109,250	高梁川系	倉敷市	6,600
	津山市	19,340		井原市	2,200
	瀬戸内市	5,200		総社市	10,000
	赤磐市	20,050		高梁市	7,400
	和気町	1,600		真庭市	1,200
	鏡野町	3,000		吉備中央町	9,600
	勝央町	12,000		小計	37,000
	奈義町	4,000			
	久米南町	2,000			
	美咲町	4,860			
	小計	181,300	合計		218,300

(4) 水質管理

水道水質基準は、常に最新の科学的知見に照らして逐次改正することとされており、51項目の水質基準が設定されている。水道事業者等は、計画を立て、定期的にこれらの項目を検査することが義務付けられている。

安全で良質な水道水を給水するためには、水源から給水栓に至るまでの一貫した水質管理が重要であることから、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行う「水安全計画」の策定・実践を推奨するなど、一層の水道水質管理の強化を指導する。

《医薬安全課》

1 臓器移植等の推進

脳死や心停止後の臓器移植を進めるため、医療機関等の体制整備を図るとともに、臓器移植医療についての理解が進むよう、関係団体と連携のもと普及啓発活動に取り組む。

また、骨髄移植（末梢血幹細胞移植を含む）については、登録期間の長い若年層を中心に提供申出者（ドナー）の登録促進を図る。

(1) 臓器移植対策

ア 臓器移植の普及啓発

臓器提供意思表示ツールへの正しい記入と常時携帯についての啓発に努めるとともに、関係団体等との連携のもと、臓器移植に関する講演会、高校等への出前講座等を開催し、移植医療に関する理解の促進を図る。

イ 移植医療体制の整備

県臓器移植コーディネーターを（公財）岡山県臓器バンクに設置し、関係医療機関等との連携を促進するとともに、臓器提供施設における臓器移植院内コーディネーターの委嘱や、岡山県臓器移植推進連絡協議会の開催等を通じて、医療機関の体制整備を支援する。

ウ 臓器移植普及推進月間（10月）事業

臓器移植普及推進月間に合わせ、臓器移植に対する県民の理解を深めるとともに、意思表示カードの所持、記入などについての啓発を重点的に行う。

○臓器移植希望登録者の状況（全国／令和7年3月31日現在）

心臓	813	肺	631	肝臓	514	脾臓	141	腎臓	14,883	小腸	8
----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	--------	----	---

○臓器移植・提供施設（令和7年3月31日現在）

医療機関	区分	臓器移植施設					脳死下での臓器提供施設
		心臓	肺	肝臓	小腸	腎臓	
岡山大学病院			○	○	○	○	◎
川崎医科大学附属病院							◎
川崎医科大学総合医療センター							○
国立病院機構岡山医療センター						○	◎
岡山赤十字病院							◎
岡山済生会総合病院							○
岡山労災病院							◎
倉敷中央病院							◎
岡山旭東病院							○
津山中央病院							◎
岡山市立市民病院							◎

◎は、18歳未満の臓器提供も可

(2) 骨髄移植（末梢血幹細胞移植を含む）対策

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、骨髄ドナーの登録受付を実施するとともに関係団体等と連携し、各種イベントや高校生への出前講座等を通じて、県民への骨髄バンク事業の普及啓発を行う。

また、市町村が行っているドナー支援制度の周知に努めるとともに、事業所に対しては、ドナー休暇制度の働きかけを行い、ドナー登録者が骨髄等の提供をしやすい環境整備を図る。

○骨髄移植の状況（県内）（令和7年3月31日現在）

骨髄ドナー登録者数	9,516
移植希望者数	16
骨髄提供件数	21
骨髄移植件数	12

2 難病対策及び小児慢性特定疾病対策

難病は、原因不明で効果的な治療方法が未だ確立していない希少な疾病であり、長期にわたり療養が必要となることから、患者やその家族は、長期にわたり、療養費を負担し、また、介護の人手を要することとなるなど大きな社会的、経済的負担を強いられている。このため、難病法に基づき、良質かつ適切な医療の確保及び難病患者の療養生活の質（QOL）の維持向上を図るため、総合的な難病対策を推進する。

また、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病児童等やその家族に対して、医療費等の助成や自立支援等、児童の健全な育成に係る施策を推進する。

(1) 難病対策

ア 医療費等の助成

指定難病患者への特定医療費の支給のほか、「特定疾患治療研究事業」、「スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業」、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」により、医療費の自己負担分を所得に応じて公費負担するなど、患者負担の軽減を図る。

イ 難病医療提供体制の確保

難病診療連携拠点病院や協力病院、準協力病院等によるネットワークを構築し、早期診断体制や身近な医療機関での受診体制を整備するとともに、在宅難病患者の一時入院施設を確保し、難病患者を支援する。

ウ 療養生活環境の整備

難病患者の相談支援の拠点である岡山県難病相談・支援センターにおいて、保健所、医療機関、就労支援機関等との連携のもと、日常生活に関する各種相談支援や疾患に関する専門研修、地域交流会等を実施する。

また、難病のある人への災害時支援として、令和元年度に改訂した「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」や「緊急医療支援手帳」の周知・活用を通じて支援体制の強化や防災意識の高揚を図るとともに、市町村との連携のもと要配慮者の情報共有等に努める。

エ 難病医療に係る人材育成

地域のかかりつけ医や医療従事者を対象に研修会を実施し、難病に関する治療研究の動向や診療に役立つ最新情報の提供等を行う。

オ 福祉サービス・就労支援・その他関連施策との連携

市町村が実施する障害福祉サービスの対象となっている指定難病について、同サービスの適正かつ円滑な利用を支援する。

また、難病相談・支援センターに就労支援専門員を配置し、関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を行うほか、就労支援講座等による啓発に取り組む。

(2) 小児慢性特定疾病対策

悪性新生物など療養が長期にわたる 16 疾患群に罹患する児童に対しては「小児慢性特定疾病医療費」により、結核児童に対しては「療育医療」により、医療費の自己負担分を所得に応じて公費負担する。

また、小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、関係機関等との連絡調整等を図りながら、日常生活や療養生活に係る相談・支援を行うとともに、学習支援、交流会等を実施し、自立促進を図る。

3 公害健康被害者救済対策

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく旧指定地域のうち、玉野市及び備前市の認定患者に対し各種の補償給付を行うとともに、患者の健康を保持するため公害保健福祉事業を実施する。

4 石綿による健康被害の救済対策

石綿による健康被害者及び遺族で、労災補償等の対象とならない方への救済給付について、保健所等で認定申請の受付業務等を実施する。

5 血液事業の展開

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の基本理念を踏まえ、必要とされる輸血用血液製剤と血漿分画製剤を善意の献血で確保するため、岡山県献血推進協議会を中心に市町村及び岡山県赤十字血液センター等関係機関との一層の連携により献血意識の高揚に努める。併せて、血液製剤の安全性の確保を図るとともに、適正使用について医療関係者に対する普及啓発を行う。

(1) 献血推進対策

広報媒体や啓発資料等を効果的に活用し、広く県民に対する献血思想の普及啓発に努めるとともに、「岡山県愛の血液助け合い運動」(7～8月)、岡山県「はたちの献血」キャンペーン(1～2月)等の事業を積極的に展開する。

また、最近、献血離れの傾向が顕著な若年層に対して、教育委員会等と連携し積極的に献血意識の高揚に努めるとともに、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、様々な広報手段を用いた献血への協力の呼びかけ等を行う。

○献血状況の推移（令和7年3月31日現在）

年 度	区 分	献 血 者 数 (人)			
		総 数	献 血 車	献血ルームうらら (血液センター)	献血ルーム ももたろう
令和 4	200 mL	698	37	213	448
	400 mL	53,866	38,056	5,489	10,321
	成 分	24,687	0	11,267	13,420
	計	79,251	38,093	16,969	24,189
5	200 mL	515	0	173	342
	400 mL	53,481	36,844	6,087	10,550
	成 分	24,204	0	10,873	13,331
	計	78,200	36,844	17,133	24,223

年 度	区 分	献 血 者 数 (人)			
		総 数	献 血 車	献血ルームうらら (血液センター)	献血ルーム ももたろう
6	200 mL	507	0	165	342
	400 mL	50,288	33,761	5,802	10,725
	成 分	23,747	0	10,408	13,339
	計	74,542	33,761	16,375	24,406

(2) 血液製剤の安全性確保対策

血液センターにおいては、献血時の本人確認、問診の徹底を図り、日本赤十字社においては、核酸増幅検査（N A T）等によるウイルス等のスクリーニング検査を実施して、肝炎・エイズ等の感染の未然防止に努める。

(3) 血液製剤の適正使用対策

岡山県合同輸血療法委員会を開催し、医療機関に対し「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」等の周知徹底に努める。

6 医薬品等の安全確保

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売・製造・販売業者等に対し、指導監視を行うとともに、後発医薬品を含めた医薬品についての正しい知識の普及啓発、医薬品等の広告監視の実施、更に緊急医薬品等の迅速かつ安定的な供給に努める。

(1) 医薬品等製造販売業者・製造業者・販売業者等に対する指導監視等

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るため、医薬品等製造販売・製造業者、薬局・医薬品販売業者等に対して、医薬品医療機器法等の遵守徹底を指導する。

また、薬局におけるかかりつけ機能の充実化を図るとともに、令和3年8月から開始した、認定薬局制度の周知に努め、患者が自身に適した薬局を適切に選択できるよう、インターネット等を通じて県民にわかりやすく情報提供していく。

○医薬品等製造販売業等許可（登録）施設数（令和7年3月31日現在）

区分 年度	総計	医 薬 品				医 薬 部外品		化粧品		医 療 機 器		
		専 業		薬 局		製造 販売 業	製造 業	製造 販売 業	製造 業	製造 販売 業	製造 業	修理 業
		製造 販売 業	製造 業	製造 販売 業	製造 業							
令和4	429	11	43	17	17	12	38	36	57	20	48	130
5	440	9	43	18	18	12	41	37	58	22	49	133
6	429	9	44	19	19	12	41	32	57	21	46	129

○薬局・医薬品販売業等許認可（届出）施設数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

区分 年度	薬局	店舗 販売業	卸売 販売業	薬種商 販売業	特例 販売業	配置 販売業	配置 従事者	医療 機器 販売・ 貸与業	再生 医療等 製品 販売業	認定薬局	
										地域 連携 薬局	専門 医療 機関 連携 薬局
令和 4	310	145	56	1	8	86	160	2,436	13	46	2
5	305	146	55	0	6	77	153	2,482	13	49	3
6	308	148	52	0	6	75	142	2476	13	51	4

○薬事立入検査状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

区分 年度	許可・届出施設	立入検査件数	違反発見施設数
令和 4	3,439	1,211	1
5	3,561	1,208	1
6	3,522	1,299	4

※許可・届出施設数は県外分を除く

（２）後発医薬品の安心使用促進

岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会を開催し、関係者間の情報共有、協議等を行う。また、協議会で作成した展示パネルや普及啓発資材を積極的に活用し、県民に対して広く普及啓発に努めるとともに、保険者協議会等の関係団体とも連携して取組を進める。

（３）医薬品等の広告監視、試買検査

新聞・雑誌・インターネット等を媒体とした広告について指導監視を行う。
また、健康食品等の試買検査により、無承認無許可医薬品の一掃を図る。

（４）災害時における医薬品等の確保・供給体制の整備

県薬剤師会と連携して令和 3 年度までに育成した災害薬事コーディネーターの資質の維持向上に努めるとともに、医薬品卸業協会等関係団体との連携を強化し、災害時における医薬品等の迅速かつ円滑な供給に努める。

7 毒物劇物危害防止対策

毒物劇物による危害の発生を防止するため、事故防止及び事故処理対策を重点として、関係機関・団体と連携を図り毒物劇物営業者等に対する指導監視を実施する。

（１）毒物劇物製造（輸入）業者・販売業者・業務上取扱者等に対する指導監視等

毒物劇物の保管管理の徹底、保管場所への表示の徹底、譲渡手続の励行、取扱う毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報提供の徹底等について指導監視を行う。

特に、毒物劇物の取扱量の多い水島コンビナート地区内の事業所に対しては、災害・盗難防止対策を含めた事故防止・事故処理対策の徹底について指導する。

○毒物劇物登録施設数（令和7年3月31日現在）

区分 年度	製 造 業 輸 入 業	販 売 業			計
		一 般	農業用品目	特 定 品 目	
令和4	74	314	146	19	553
5	72	295	136	17	520
6	74	287	131	14	506

○毒物劇物立入検査状況（令和7年3月31日現在）

区分 年度	登録・許可・届出 施設	立 入 検 査 件 数	違反発見施設数
令和4	575	274	4
5	531	243	3
6	517	271	10

※立入検査件数及び違反発見施設数については、届出を要しない業務上取扱者を含む。

（2）毒物劇物保管実態調査結果の活用

毒物劇物を大量に取り扱う者に対し、令和5年度に実施した「毒物劇物保管実態調査」の結果を踏まえ、漏洩時等の対応体制の整備等について指導する。

（3）講習会の開催等

関係団体と協働して講習会等を開催し、毒物劇物営業者等の資質の向上を図る。

（4）毒物劇物取扱い等知識の普及啓発

毒物劇物を取り扱う者に対し、各種広報媒体、会議等を活用して毒物劇物の安全使用、適正な保管・管理等について広く周知徹底を図る。

8 麻薬・向精神薬・覚醒剤対策

我が国の薬物の乱用は、令和5年の大麻事犯検挙者数が覚醒剤事犯を初めて上回り、中でも同検挙者数の約7割が30歳未満であり、若年層における乱用拡大が深刻な状況となっている。また、10代・20代の若者の間で、市販薬の乱用が急増しており、社会問題となっている。

このため、関係機関との密接な連携のもとに、覚醒剤、大麻等依存性薬物の特性や乱用の弊害、市販薬の適正使用等について周知徹底を図り、地域・県民ぐるみで薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するとともに、麻薬・向精神薬・覚醒剤等の取扱者に対し立入検査を実施する。

また、危険ドラッグについては、「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」に基づく知事指定薬物の指定や、県警察をはじめ、関係機関と連携し取締を行う。

○岡山県における薬物乱用の現状（令和6年12月31日現在）（単位：人、g）

区分 年	全薬物 検挙人員	覚醒剤 検挙人員	覚醒剤 押収量	大麻事犯 検挙人員	乾燥大麻 押収量	麻薬 検挙人員	指定薬物 検挙人員
令和4	186	81	64.4	99	3,213.8	6	0
5	183	70	5,054.7	106	7,875.4	7	0
6	173	72	52.7	97	962.2	4	0

○麻薬取扱者数（令和7年3月31日現在）

区分 年度	総数	麻薬卸売業者	麻薬小売業者	麻薬施用者	麻薬管理者	麻薬研究者
令和4	6,447	13	742	5,304	344	44
5	6,520	12	742	5,371	351	44
6	6,673	12	753	5,472	360	46

○向精神薬取扱者数（令和7年3月31日現在）

区分 年度	総数	製造製 剤業者	免許みなし 卸売販売業者	免許みなし 薬局	病院 診療所	飼育動物 診療施設	試験研究施設	
							国の登録	県の登録
令和4	4,080	3	207	850	2,736	247	11	26
5	4,043	3	208	842	2,709	247	11	23
6	4,074	3	206	842	2,731	258	11	23

○覚醒剤・覚醒剤原料取扱者及び業務所数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

区分 年度	覚 醒 剤			覚 醒 剤 原 料						
	国の施 用機関	研究者	計	製 造 者	取扱者	研究者	薬 局	病 院 診療所	飼育動 物診療 施設	計
令和 4	2	8	10	1	16	6	850	1,756	249	2,878
5	2	8	10	1	16	6	842	1,738	251	2,854
6	2	6	8	1	14	4	842	1,751	258	2,870

（１）岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部

覚醒剤等薬物乱用防止対策について、関係諸機関相互の緊密な連携を図るとともに総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

（２）岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員協議会

県下各地域において約 400 名の覚醒剤等薬物乱用防止指導員を中心として、国連支援事業である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動強化月間」等の啓発活動を実施する。

（３）指導監視の実施

麻薬・向精神薬・覚醒剤等の取扱者に対し立入検査を実施し、その取扱い及び保管・管理等の徹底指導に努める。

第5 令和7年度保健医療部当初予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		令 和 7 年 度			令 和 6 年 度			比較(%)	
		当 初 予算額	財 源 内 訳		当 初 予算額	財 源 内 訳		予 算 額	一般 財源
			特 定	一 般		特 定	一 般		
義 務 的 経 費		7,340,033	2,066,437	5,273,596	6,877,306	2,017,423	4,859,883	106.7	108.5
内 訳	人 件 費	3,273,562	33,225	3,240,337	2,919,682	27,974	2,891,708	112.1	112.1
	公 債 費	0	0	0	0	0	0	—	—
	社会保障関係費	3,892,284	1,923,037	1,969,247	3,762,503	1,856,956	1,905,547	103.4	103.3
	そ の 他	174,187	110,175	64,012	195,121	132,493	62,628	89.3	102.2
一 般 行 政 経 費		7,569,517	3,637,895	3,931,622	9,799,189	5,867,614	3,931,575	77.2	100.0
内 訳	運 営 費	1,065,746	145,510	920,236	989,352	136,764	852,588	107.7	107.9
	事 業 費	6,503,771	3,492,385	3,011,386	8,809,837	5,730,850	3,078,987	73.8	97.8
投 資 的 経 費		0	0	0	0	0	0	—	—
内 訳	公 共 事 業 等 費	0	0	0	0	0	0	—	—
	国 直 轄 事 業 負 担 金	0	0	0	0	0	0	—	—
	災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0	0	0	—	—
一 般 会 計 の 計		14,909,550	5,704,332	9,205,218	16,676,495	7,885,037	8,791,458	89.4	104.7
特 別 会 計 の 計		0	0	0	0	0	0	—	—
合 計		14,909,550	5,704,332	9,205,218	16,676,495	7,885,037	8,791,458	89.4	104.7